

令和2年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年3月5日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	会計管理者	内田明文君
教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君	水道課長補佐	大石俊一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	濱野 聡君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 7番 橋本義雄 議員

(2) 3番 永田勝美 議員

(3) 9番 淡田邦夫 議員

日程第3 議案第2号 附属機関の設置に関する条例等の一部改正の件

- 日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件
- 日程第5 議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第5号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第6号 佐々町犯罪被害者等支援条例制定の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

皆さんおはようございます。

本日は、令和2年3月第1回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、浜野亘君、3番、永田勝美君を指名します。

平田議員より発言の申し出がっておりますので、許可をします。

8番。

8 番（平田 康範 君）

昨日、一般質問をいたしました有害鳥獣対策の中で発言しましたイノシシ捕獲報奨金の金額を____円と申しておりましたが、正確は7,500円でしたので、____円を7,500円に訂正をさせていただきます。

また、1頭当たり____円の増額を5,500円に訂正し、50頭を捕獲した場合の__万円を27万5,000円に、60頭を捕獲した場合の__万円を33万円に訂正させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

— 日程第2 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、一般質問を行います。

それでは、昨日に引き続き、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、7番、橋本義雄議員の発言を許可します。

7 番（橋本 義雄 君）

7番、橋本です。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

まず、まちづくりについてであります。

佐々町の地方創生の推進を図るため、地方創生交付金の活用をして、佐々駅舎の改造による

観光情報、交流拠点整備の案が、先日産業建設文教委員会に出されました。整備については、よいことだと思っております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

佐々町の観光目玉として何を推進していかれるのか。また、そこで何を特産物として展示し販売されるのかを、まずお聞きいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の佐々町の佐々駅舎の改造ということで、佐々町の観光の目玉として何を推進し、特産品っていうのを展示、販売するかについてでございますけど、現在検討しているのは、地方創生事業の拠点整備交付金というのを利用して、佐々駅舎をリノベーションしたいということで、観光情報の発信とか、それから物産の展示、販売、テナントが入るスペースとか、いろいろな整備を予定をしているわけでございます。

そして、今、橋本議員がおっしゃったように、拠点をつくっても、その大もとになる観光の目玉っていうことで、今、特産品をしっかりとしていかないと、やはり目的であります利用者の方とか、交流拠点の交流人口の拡大とか、本町の活性化に向けるものは弱いということになるわけでございますので、やはり観光の目玉については、今、本町が自然を利用しました、今の時期であれば、河津桜とかシロウオとか、佐々川の既存の観光メニューに加えて、やはり新たな魅力的な観光資源っていうのが、創出が必要ではないかとも考えておるわけでございます。

その可能性に、やはり佐々川は、先ほど佐々川健康ウォーキングコースの整備などの検討をする必要があるわけですが、現状予定が立っているものではございませんので、今後関係各課と協議しながら、また観光協会とも協議しながらですね、相談しながら、やはり検討をしていかなければならないのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

三大祭りを中心にして、観光目玉で推進していくということですか。そういうことであれば、まず三大祭りについての見直しといいますか、もう少し力を入れた三大祭りのやり方、そして桜の手入れというものが一番大事になってくるんじゃないかなと思うわけですよ。

私もちょっとシロウオすくいに行っただけですが、それから桜を対岸から見たときに、「うわあ、これはよう咲いとるなあ、ことしは。」と。ただ、「あと10年したらどがんやろうか。」と話をしました。いやあ、10年するとすばらしい桜になるなど。

ところが、それまで黙ってあったちゃならんぞと。やはり手入れをしなきゃ、今ある桜づつみをもっとこう栄えさせるようなね、管理をしなきゃいかんということで、町長、佐々大橋の手前に、桜やのり面に10本ばかり植えてあるとわかりますか。あの便所のところのちょっと手前のほうです。駅から行ったら、橋の手前のほうに10本ばかりのり面にあります。それを御存じならわかると思うんですけども。それから先ですね、何も植わっていないんですよ、のり面は。ところが、平成の17年の計画ではですね、あそこは全部桜の里として、そして、トンネル、アーチをするような桜の里の設計をしていたんですけども、あれ、全部枯れてしまったん

ですね。それで、そのまましているんです。そのままということは、もったいないなということですね、あそこを、全部のり面を埋めてしまえばですね、あそこから見たときに、高速道路から見たときに、全面真っ赤になるわけですよ。今、見えますと、のり面の上に桜の河津桜が色が付いてるなという感じしかありません。

しかしながら、そういうことをすることによって、あそこの桜づつみもですね、やはり皆さんが喜んでもらえるような、大きな桜の里になるんじゃないかということで、ぜひともですね、そこをやってもらいたいと思います。

それから、もう一つ。真竹谷についてはですね、今、結構、スポットとして皆さん知られてきましたけども、やはり大きくなる木と、まだもうそのまま枯れかかっている木とあります。なぜかという、それは排水がしてないからなんですよ。排水をよくすることによってですね、根も張ってきますし、そして剪定をすることによって、まだまだ大きい桜になってきます。ですから、もうもったいないから、ぜひそれをですね、やってください。植えるときにですね、あれは、排水処理は竹でやっと思ったんですよ、予算の都合で。その予算の都合で、竹でやっと思った竹は、もう排水能力がなくなっていますので、そこんところを排水管にかえてですね、手入れをしてください。そういうことですね、あそこももう再生すれば、またきれいな桜の里になります。

それから、三大祭りはもう一つの菖蒲ですけども。菖蒲についてはですね、大村という手本になる近いところに、大村の菖蒲園があるわけですから、そこ研修に行くなりしてですね、今はもう一番北松で花のスポットになっているのは菖蒲園だと思うんですよ。あちこちからディサービス、それから、そういった関係のですね、もう楽しみにして来ておられますので、三大祭りを中心に観光の目玉にするならですね、そういったものをぜひやってもらいたいと思うんですけど、町長どうですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
一応我々としては、その地方創生交付金の活用をして、佐々駅舎の観光協会ということで、そこは拠点にして観光を発展させたいということでございまして。

今、言われました佐々川の土手の桜を植えたらかどうか、それから真竹谷の桜の件、しだれ桜の排水の件とか、菖蒲の研修とか、大村のほうに研修に行ったらどうかというお話がありました。

この件についても、やはり町の活性化といいますか、そういう観光の目玉ということを考えれば、そういうことが手入れが必要だと思いますけど、一応担当課ともよく協議しながらですね、これの件についても、どうするのかっていうのは、十分検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

ぜひ検討じゃなくてですね、実施に向けてください。

そして、それからですよ。どうせ地方創生交付金を活用するのであればですね、ほかの施策も連携して活用をしたらどうですか。例えばウォーキング構想や、健康拠点の整備等を通じてですね、まちづくりをしていく。そういったことも考えていただけないでしょうか。駅舎の改

築だけじゃなくてですね、改造だけじゃなくて、あわせた地方創生の交付金で、できるものはあると思うんですけども、どうでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回はですね、地方創生の交付金の拠点事業ということで、これは駅舎とか、そういう拠点だけのですね、改修事業で、ハードの面ですね、ソフトの面は今度はないわけです。

それで、この名前が地方交付金の拠点事業ということになっていますので、今年、一年間でその駅舎の改造をやろうということだけで、ほかのとはまた、やらなきゃならないんですけど、これは単独事業でやらなきゃならないということでございますので、これについてはまた、別の方法を使えば何年間でやられるんですけど、この場合はハードもやって、ハードもやるんですけど、ソフト事業もその分、例えば1,000万円ソフト事業、ハード事業をするならソフト事業も1,000万円やらなきゃならないという、こういう縛りがあるわけですね。だから、なかなかそのやり方が難しいわけです。

ただ、この拠点事業というのは、地方創生事業の拠点事業というのは、このハード事業だけを1年間でやってもらえればできますよということで、これを今回申請をしようということで、2分の1の補助をもらってやろうということで考えているわけでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

その駅舎だけしかできないということですけども、岡山県ですね、総社市か、それ、両方やってるんですね。それが平成29年と30年度にですね。それで、ちょっとこのことを説明しますとですね。よかですか。歩いて食べて参加して、健康応援プロジェクトというような形の中でですねやっておられます。そしてですね、特産品の開発とか、それから地場産業の育成、それから商品券開発による地域経済の活性化、そうしながら散歩コースをつくって、散歩コースとかウォーキングコースをつくりながらですね、事業をやっておられます。

ここにちょっと書いてありますけども、参考としたポイントということですね、食べることと歩くことを前提に打ち出し、健康づくりのテーマを明確化しているということと。それと関連するハード事業にも取り組むことで、町のにぎわいを効果的に創出している。それから、学校給食を活用することで、若い世代から健康づくりに対する意識付けを図っていると、そういった事業の中にこういったものが創出してるということでやっておられます。ですから、やはり観光の目玉をつくって、そして特産品を開発すると。両方一緒に、駅舎と一緒にやるべきじゃないかなと思うわけですけども、どうでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、橋本議員が御指摘のとは、道路の舗装のことば言いよらしたんじゃないかなですかね。今、道路っていうか、ウォーキング道路っていうことでお話が、今、あったと思うんですけど。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（10時17分 休憩）

（10時17分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
総務理事。

総務理事（迎 雄一郎 君）

橋本議員が先ほど言われたその岡山県の総社市の話だったと思いますけども、ハード事業とそのソフト事業を組み合わせた事業だということだと考えています。

今回、佐々町が進めようとしているのは拠点整備事業ということで、その拠点の施設をつくる事業が対象になっている事業だということでございまして、先ほど言われた岡山県のその事業は、ちょっと活用の対象にはなっていない、現状においてはですね、ということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

現状においては、拠点のみするということですけども、この事業については、ことしやってまた来年もということではできるわけですよ、事業としては。ですから、ソフトとハードと分けてやられますので、ぜひ考えてもらいたいなあとということで、私は今から佐々町のことを言いますが、町長が先ほど言われたようにウォーキングをするには、ちょっと整備せんばいかんところがあるもので、そういったものも含めて、この地方創生でできないのかということをお願いするわけですよ。

それで、ウォーキングコースもですね、調べてみました。でんでんパークのところのウォーキングコース、それから桜づつみのところのウォーキングコース、それから皿山、佐々川沿いのウォーキングコースっていうのを三つ、ネットで調べてきましたけども、まず皿山公園のコースは、先ほど言われましたように、川べたが舗装してないために行かれない。それをするによって、全面的にコースができてくるんじゃないかということを思っております。例えば、ディスカウントストア、ホームセンターの付近から上流のほうの両岸が整備されてないと。それはそがんで多く予算かかるわけじゃないです、そういった佐々、せっかくコースをつくっておられますので、コースによって整備をしていけば、そんなにかからないんじゃないかなと思います。

それで、皆さんそれぞれのコースでやっておられます。小浦工場団地の中のウォーキングコースについても、今、河津桜咲いてますから、そういった季節季節でウォーキングコースをつくって明確にして、いつでも住民が歩けるような明記をしたらどがんなかなあと思うわけですよ。そいけん、今、三つつくっておりますけども、やっぱりその中に、町が全体的にウォーキングをできるような企画っていうのも必要じゃないかと。このプロジェクトの中にはですね、やっぱり家族ぐるみで、社会ぐるみで参加を促すということですよ。そいけん全体的な、佐々町全体でウォーキングをすることによってですね、町に活気が出てくればいいじゃないですか。

そうすることによって、交流人口も増えてくるんじゃないでしょうか。ああ、この町は元気だなあとということで。そういう意味で、ウォーキングコースを整備してくださいということを私は言っているわけですけども。町長、さっきの舗装の件に、どうかお答えください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々川の堤防の舗装のことをおっしゃっていると思うんですけど、やはり堤防、私もこの前神田の上のほうの未舗装の堤防を歩いたんですけど、歩けないっていうことはなかわけですね。今現状でもですね。ただ、やはり整備していないということでございますけど、やはりこれは本町としましても、それから、もう一つは、そこからの橋の問題があるわけですね。それ行くまでがこう、途中が橋の下を通らなきゃならないということで、橋本議員もその、この問題をおっしゃっていると思っていますけど、これはやはり堤防敷は佐々川、御存じのとおり県の管理でございますので、これは十分協議をする必要があるわけでございますけど、現状ではその部分の遊歩道の整備というのは、なかなか難しいのではないかと、もちろん思っています。

それからもう一つは、地方創生事業ということで、馴染むものとしての観光の収益事業とか交流人口の拡大ということで、今、いろいろなお話がありました。地方創生の交付金事業で活用することができるわけでございますけど、やはり内閣と、今、私どももですね、こういうことでこういう県にもう相談をいたしました。地方創生事業でやりたいということで、交付金でできないかと。ただ、これは遊歩道の整備だけっていうのが地方創生交付金というのは活用ができないわけですね。これ先ほど言われましたようにハード事業、それからハードとソフト事業も絡めてやらなきゃならないわけですね。ソフト事業をやるにしても、やはり簡単になかなか難しいわけですね、いろんなことを考えて。それから、町の金もつぎ込んでいかなきゃならないと。だいたいつぎ込まなきゃならないと。そういうことを考えれば、時間的に余裕がないということで、拠点事業をまず使うたらどうかということで、1年目の拠点事業を使ったということで、現在やっているわけでございます。ただ、いろいろな橋本議員がおっしゃるように、観光の目玉としまして、そういう健康ウォーキングとっていうのは、やっぱり住民のためにです、大変必要だと思っていますけど、現状は今のウォーキングコース2キロもありますから、佐々の河津桜も2キロあるわけです。そしてあそこの工場団地のところも回られますし、佐々川の皿山のほうもぐるっと回って行けばですね、今ところはまあ、あまり不便っていうか、佐々川沿いを歩かなければですね、十分、今やっていけるんじゃないかと思っていますので、とりあえずそういうことで、我々としては健康ウォーキングとっていうのをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

町長、佐々川を中心としたまちづくりを推進していくということでございましたので、やっぱり佐々川を中心としてですね、ウォーキングコースもいろいろこうつくっていいんじゃないかと。例えば、古川岳あたりは冬にハイキングコースとか、そいとか、何か学童農園。そいけん、佐々川の下の方からずっと枝葉をつけて、コースをつくりながら、季節季節に大会を開くということでですね、まずはそういうことでやってますけども、やはり歩いて食べて健康というのがね一番こうわかりやすいことじゃないかなあと。それは家族、また皆さんが子ども連

れで参加できるようなね、大きなイベントをしてもらえば、結構、よそからも交流人口も増えてくるんじゃないかという気がいたします。

今、そこでウォーキングをやってる地域というのが、町内会っていうか、何個かあるわけですけども。それをやっているのは神田町内会やっているんですよ。歩いて、食べて、参加して健康。これをですね、できたら町内全域で、食育も考えてですね、やると楽しいウォーキング大会になるんじゃないかということをお伝えして、この質問を終わらせていただきます。

次に、公園、町有地の管理についてということで、佐々町には都市公園が11か所あります。皿山公園、千本公園、羽須和第一・第二公園は大きい公園ですので、町のほうで管理されていると思います。あと地域にある公園ですね。神田、松瀬、新町、小浦駅前、小浦中央、芳ノ浦、木場公園についてですが、どのような管理をされているのかお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々、先ほどウォーキング、うちのほうもですね、健康ウォーキングということで、健康相談センターがやっていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

先ほどの公園の管理状況でございますけど、町内には11か所、今、お話があったとおり都市公園があるわけでございますけど、その維持管理につきましては、建設課が所管となりますので、建設課の道路維持、補修班、定期的に除草とか、それから植栽の選定作業を行うというほかに、町のシルバー人材センターにも委託をしまして、維持管理を行っているところでございます。

なお、公園施設の遊具の安全性については、年に1回、建設課の職員が各公園を回りまして、点検を実施しているところでございます。また、その他の公園が町内各箇所に16か所ございます。これにつきましては、都市公園と同様に建設課で除草とか、遊具の点検を実施しているところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

建設課、そいと、シルバーでやっているということですけども。地域で、ボランティアでやっているところもあるんじゃないですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、御指摘がありましたとおり、地元の町内会の皆さんのボランティアで、除草とか清掃作業を行っていただいておりますので、やはり公園境の維持管理に協力をいただいているところでございますが、新たに愛護団体制度の発足につきまして、現在、検討を行っておりまして、そのなかで燃料等の必要な経費の支給ができないかということで、今、考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

その愛護団体のことも、話に、今出ましたけども、先日の委員会のときにも出ました。継続調査となっております。しかしながら、今はですね、そうしてボランティアで公園あたりの清掃、そして草刈りやっておられますのでですね、その人たちにはやっぱりそういった愛護団体的な考えがあるなら、そういった支給もしていただければと思います。

それとですね、今、地域の公園を回ってみました。遊具的なものは、今、皿山公園の整備があつてますので、それはもう仕方ないと思いますけども、その地域地域で、それぞれもうほとんどない、遊具がない公園もあれば、子どもがたくさんおつても遊具がないところもあり、いろいろあります。そういったところの公園の整備っていうのは、どういうふうにされるのかなあと。やっぱり地域にあった公園がつかれないかなあとと思います。木場公園はコンクリートの、一つ、あと何もなかったです。恐らくあそこの地域で草刈なんかしよらすっちゃなかろうかねって思いますけど。それとか芳ノ浦公園、あそこも何もありません。そいけん、そがんところ、どういうふうにされるのかなと、気になったもんけんが質問をしたわけですけど、どうでしょうか、そこんところ。

議 長（川副 善敬 君）

これは所管委員会で調査されておりますので、建設課長から答弁してください。いろいろ、ボランティアの問題とか。

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません。その前の質問でありました愛護団体制度の関係についてでございますが、先ほど議員おっしゃられたとおり、産業建設文教委員会のほうに案を一応お出ししまして、調査をしていただいたとこなんですけども、内容的にまだ確立されていない部分がございますので継続調査というふうになっているというところでございます。

これにつきましては、これから内容的に十分精査をしまして、また所管委員会のほうへお諮りしまして、進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、遊具の更新の部分でございますけども、現在、先ほど御指摘ありましたように、補助事業によりまして更新を行っているところでございます。契約では、令和2年度で皿山遊具の更新は完了するということとなります。その後、千本公園の遊具の更新に取り掛かりたいというふうに思っているところでございますけども、その他の公園の遊具につきましては、老朽度合いを見ながら年次計画的に更新をしたいというふうに考えたところでございますが、ただ、補助事業を使うとなると金額的な制約とかもございまして、なかなか難しい部分もあるのかと思いますけども、議員がおっしゃいましたように、地域のニーズに応じた遊具という話でございますが、可能な限り、そういった要望にお応えできるようなものに更新をしてきたいというふうに担当課としては考えているところでございますけども、補助事業での制約もございまして、既存物の類似施設が基本となりますので、そのほかにつきましては単独となりますので、そこは少し検討をさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

(10時35分 休憩)

(10時35分 再開)

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

先ほどの私の答弁の中で、所管委員会での継続____という言葉が発しましたけども、それは____じゃなくて継続調査ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（川副 善敬 君）

7番。

7番（橋本 義雄 君）

今言われたようにですね、地域によって公園がまちまちあります。ですから、地域と話し合いながら遊具の設定でも、どうするかというのもやっていただければと思います。

とりあえず、子どもが多いところ、少ないところ、いろいろあるわけですよ。子どもがせっかく遊びにきても遊具もあんまりないというようなところもありますので、皿山、千本が終わるころには、そういった計画も立ててもらって、地域の公園も整備をしてもらいたいということで、この件については終わります。

続きまして、第6次計画の中にですね、交通安全施設の整備についてというのがあつたわけですけども、交通事故を発生、危険箇所等への歩道、ガードレール、カーブミラーの設置など交通安全施設の整備を推進しますとありますけども、歩道整備については、要望、陳情で優先順位を決めながら整備をされておられるものと思います。

カーブミラーについては町内会長が取りまとめておられますので言いませんけども、ガードレールについては新設、取替え、どのようにして整備をされているのか。また計画などあればお示してください。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

交通安全施設の歩道の整備ということで、幼稚園の問題とか多くの費用が必要となりますので、道路関係、整備関係については、全体的な予算の中で拡幅しての歩道整備とか、難しい状況にあるわけがございますけど、グリーンベルトを設置することによりまして歩行者の安全確保を行っているところでございます。

また、カーブミラーにつきましては、先ほど橋本議員からお話がありましたように、町内会長さんのほうから御要望を取りまとめまして、現地確認後、設置の必要があるところについてはカーブミラーの設置を行っているという現状でございます。

議員の御質問のガードレールにつきましては、通常のパトロールで確認したところとか、それから町内会長さんの要望があつたところについて、路面との高低差とか幅員、線形等の道路についての交通の状況に応じて、必要とするところについてはガードレールを今設置しているところでございます。

既存のガードレールにつきましても、経年劣化ということで、損傷とか路側の沈下によりましてガードレールが低くなっているところもあるわけでございますので、予算の確保を行いながら路側の改良を含めて、今取替えを行っているところでございます。

交通安全施設の整備につきましては、交通安全対策の特別交付金をもとに、交通安全施設整備工事では毎年、大体年間500万程度の実施をしているわけでございますけど、最近は今御指摘のとおり、ガードレールよりもですね、通学路の安全確保のためのグリーンベルトとか区画線の新設を引き直しというのが主になっておりまして、やはりガードレールの取替えについても、限られた予算の中で計画的に行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

ガードレールについても、やはり町内会長にもするということですかね、お願いするということですかね。

やはり普通のパトロールをしながら、なかなかですね、ガードレールまで見つけるのは大変だと思うんですけども。交通事故ですね、届けなくて、無くして、まだそんなままだとあるところとかあるわけですね。そいけんか、届けなければ町がせんばしよんなかとかなどは思うんですけども、やはりパトロールのなかで、ガードレールを探すのも、なかなか困難ですので、やっぱりガードレールっていうのは、車をですね、谷底に落ちないための防護とかいろいろありますので、できたら広範囲に見られる町内会あたりに、カーブミラーと一緒にですね、危険箇所としてチェックをしてもらうほうが早道じゃないのかなあと思いますけど、どうですか。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

ガードレールにつきまして、先ほどからお話がありますように、通常の道路の維持管理として職員が巡回したりとか、道路維持作業班もおりますので、そちらの巡回等でそういった危険箇所等を見つれたりとか破損箇所を見つけて、その分につきましては適宜補修取替え等を行っているところでございますけども、御指摘のとおりすべてに目が届くわけではございませんので、そういったところにつきましては発見していただいた方、町内会長さんも含めてですけども、建設課のほうに通報いただければ確認しまして対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

やはりガードレールの整備というのは大事でありますので。

それと耐用年数といいますかね、どのぐらいたったらかえんばという云々とありますか。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、耐用年数についてはすいません、把握をしておりません。申し訳ございません。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

それはいいです。そういうことでして、安全設備についてはやはり日ごろよりですね、パトロールの云々もありますけども、気をつけてやってもらえればと思います。交通事故の起きる前にですね、そうした整備をしてもらえればと思っております。

ということで、次に移ります。

佐々川河口の干潟についてということで、10年前ぐらいまでは、ハマグリ、アサリがたくさん採れていました。多くの住民の皆さんが潮干狩りを楽しんでおられましたけど、最近ハマグリ、アサリ、全く採れなくなりました。住民の楽しみがなくなりました。何とかハマグリ、アサリの再生ができないのかなあと思いますが、いかがでしょうか。

こういった住民、地域住民の楽しみをつくることも大事なことじゃないかなあと思うんですけども、町長もハマグリ掘り行ったことありますよね。そこんところで、ちょっとお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も行ったことはあるんですけど。ハマグリというのは、これはもう採れるっていうのが現在の、量的な状況はわかっておりません。おわかりだと思っておりますけど、佐々川では内水面ということで内水面の協議会が、振興協議会が設けてあって、やはりこの採捕の規程というのが設けられておりまして、水産の動植物の保護培養ということでね、してあるわけでございます。

佐々川から、佐々町から川をぬけまして内水面をぬけますと、今度は海に出るわけですね。海に出た場合は漁業権が発生するわけです。漁業権が発生するということは、漁業権は都道府県の知事が免許によって設定されておりますので、漁協とか漁業者が持たれておりまして、漁業権はですね、佐々町に隣接する近海においても設定がされておりますので、漁協がその権利を持っておられるということでございますので、町としましてもハマグリとかアサリがとれるものなのかとした場合、残念ながら先ほどの漁業権の説明となりまして、なかなか無理な、これはもうちょっと回答するのがですね、なかなか厳しいのではないかと思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

おっしゃるとおり、町の町民のために、活性化になるものでございますけど、現状、町としては厳しいものがあるということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

漁業権のことについては私も知っております。ただ、町長しか頼むものおらんですたい。やはり地方創生で、地方創生じゃない、佐世保市と中枢連携がまとまりまして、そして漁協もですね、ハマグリを多くすることは商売になるわけですから、そこんところをうまくですね、機会があれば、ぜひ住民の楽しみもつくっていただければと。漁協関係でですね、今やってるところが結構南高のほうにあるんですけども、やはりそういった家族連れで楽しめる場というのは、やっぱりどこにもあんまりないのでね。

それで佐々川の河口の干潟はかなり広い干潟になりますので、近隣町村とですね、町村、市とも話をしながら、市民のほうは余計来るんじゃないかという感じがするわけですから、そういうこともですね、やっぱり考えながらやってもらえればと。ハードなことばかりじゃなくて、やはり楽しみもね、住民の楽しみもつくっていただければというふうに思いますので、日ごろからの付き合いのなかで、気をつけていただければと思います。

ということで質問を終わります。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、7番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（10時48分 休憩）

（11時00分 再開）

— 日程第2 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、永田勝美議員の発言を許可します。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

3番、永田勝美です。私はよりよい佐々町まちづくりに向けて、日本共産党を代表して質問いたします。

最初は、町内循環バスの問題についてであります。

町内交通の問題については、この間、再三にわたって質問をいたしまして、町長の決断を求めてきましたが、昨日の同僚議員の質問に対しても、全く前進的な答えはなかったように思います。

当初、この問題については、地域福祉計画の中で検討する。地域福祉計画が出されましたけれども、その進路について不明。地域福祉計画の中では、いつまで検討するのかわざわざ書いてあるのに、それについても具体化が進まないという状況です。改めて、外出支援の重要性については、地域福祉計画によらずとも、住民の要望等々を含めて、その重要性というのは認識されてきたのではないかと思います。

そのため、町としても、タクシーの初乗り助成も行われてきた。しかし、タクシーの利用は回数的に限られることから、循環バスなど、日常的に利用できる交通機関の必要性が共通の認識となっているというふうに理解しています。しかし、その実現に向けては、なかなか展望が開けません。

この問題は、十数年来の検討が進められてきて、町長御自身が当初の選挙公約にも示されて

きた、極めて先進的に取り組まれてきた、そのように一方で理解しておりますが、一方で、年々を重ねる高齢者にとっては、外出支援はさらに強まっている。もう待てない課題となっているというのが実情ではないでしょうか。

また、近年の児童生徒の通学の安全確保にも大変町民の心配、高まっております。町内でも、不審な事件もありました。そういう点で、その安全確保にも大変有効であるということは町長も明言されてきたことではないかと思えます。さらに、買い物、通院、交流の不便を一日も早く解消することは、町政にとって最重要課題の一つではないかというふうに考えます。改めて、この問題についての町長の御認識を伺いたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

循環バスについてということで、これは2番議員さんからも、昨日、御質問があったわけでございますけど、これについては、令和2年度よりの地域福祉計画ということで、この実施の年になるわけでございますけど、早急にですね、具体的な取組は進めていかなきゃならないと。

移動支援というのは、いろいろな支援があるわけですね。これはもう、永田議員も御存じのとおり、やらなきゃならないと。タクシー支援等、自宅から、居宅からやほりの組立てのほうですが、やっぱり、御意見を伺うなかでですね、居宅のほうからの移動というのが多くあったということもお聞きしております、やはり御承知のとおり、今、総合福祉センターでデイサービスとか「元気カフェぷらっと」があるわけでございますけど、そこの参加者は、社会福祉協議会をはじめですね、皆さん方の町内の介護事業者の方々が、居宅への送迎サービスというのは行っていらっしゃるわけでございますけど、やはり、そういういろんな方法面があるわけでございますので、そういう組み合わせというのもですね、大変重要な可能性があるんじゃないかと思っています。

現在、本町も、永田議員も御存じのように、先ほど申されましたタクシー券の発行ということで、タクシー事業者と連携して、今、実施しているところでございますけど、やはり、乗り合いタクシーならもっと効率的なタクシーの利用ができるのか。いろいろなほかの自治体との事例なども含めて調査を進めなきゃならないということもあります。

それから、具体的に、住民の方々とタクシー業者の方々と検討していくなかでどうするのかっていうのもやらなきゃならないと。それから、移動支援をどうするかですね。例えば、町外に行く人たちもどうするのか。タクシー、今、ワンメーターの支援は、今、行っているわけです。月に4枚ですかね、たぶん発行していると思いますけど。やはりそういう通院、買い物とか、お年寄りの方の不便ということを考えればですね、やはり今後、多目的っていいですか、いろいろなサービス方法を重ね合わせてサービスをやるのかというのをいろいろあります。

どちらにしましても、現時点で、循環バスはどういうような方法で循環バスをするのかとか、循環バスをしないとは言っていないわけでございますけど、今の既存のですね、サービスを拡大するっていう方向性は、私たちは、具体的にそういうことをやらなきゃならないと思っておりますけど、やっぱり、介護保険制度との兼ね合いもありますので、そこを一緒にですね、やっっていければ、金額の負担という点も減るんじゃないかと思っていますので、そこを十分ですね、やはり検討、組み合わせしながらですね、活用してやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

なぜ進まないのかということについてですね、今、町長、たくさんの検討課題述べられました。そのことは全く否定しないわけですが、ひとつやはり問題はですね、前回、質問していて、福祉課長のほうからお答えになりました、今、町長のお話でもありました介護保険の縛り、あるいは、その目的という、そういうあたりですね。その制度的にどこまで対応が可能なのかということ、前回、福祉課長のほうからお答えになりましたが、そういったところで、何かですね、デッドロックがあるのかですね。あるいは、事前にいろいろお話を聞かせていただくなかで、地域交通についてのモデルづくりというのをねお考えなのかと。

昨今言われているように、5Gの実用化に伴って可能となるですね、いわゆる自動運転システム、無人運転、こういったものも、近未来の課題ということですね。ここ10年あたりで実現するのではないかとこのように言われています。

そういうことも承知しているわけですが、この間ですね、一つはやはり、どこまで実現性があるのか、そういったものについてですね。一つのイメージとして、何回も提案しておりますけれども、町内を、地域福祉計画の中にも述べられているように、4コースぐらいに分けてですね、ワゴン車を4台程度、そういったものを1日2回程度走らせる、そういったものでもですね、大いに活用できるのではないかとこのように私は思うわけです。

そういった点ですね、まずはやっぱり具体化に向けたGOサインというのが、やっぱり町長のところで求められているのではないだろうか。そういったところがですね、その役場の中だけで検討していて進まないということでは、やはりなかなか、町民の御理解は得られないのではないだろうか。具体的なプランを出して町民の御意見を聞くということがですね、求められているのではないだろうか。

いずれにしても、一番の問題はですね、町長がそうしたGOサイン、とにかく案をつくってくれということですね、担当に述べられて、その後、担当がプランを示すし、そして、町民の声を聞いて、先に実証実験まで持っていくと、そういう流れがですね、やはり、ここ一、二年の間にできないと、なかなか、その2025年ゴールと言ってもですね、ここで完成形というのなかなか難しいというふうに、私は思います。そういう意味で、方向性は明らかではないかというふうに思いますので、ぜひですね、早急な具体化を求めたいと思います。

通院支援についても、町外の施設に通われるですね、町民の皆さんが、多額の交通費を払って出かけることは大変な負担となっているということで、その際ですね、そういった支援については、前回質問の際に、町長は考えていないというふうに答弁されました。このことについてですね、昨日の同僚議員の質問に対しても、積極的な姿勢は示されなかったように思うんですけども、これは本当に、町民が困ってる課題ですから、やはり、手立てを示さないというのはよろしくないのではないかと。やはり、具体的に困っている、こういう、通院に費用がかさんで困っているということを言われているわけですね。ここに何らの対応がないということではいかんのではないだろうか。

「暮らしたいばん！住むならさぎ」というスローガンを掲げる町政でありますから、そういった意味では、やはり、住民のですね、医療を受ける権利や、あるいは移動そのものが、やはり交通権という思想もあります、権利だというふうに思いますので、そういった点で、町としてのですね、対応というのはどうしても求められるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、きのうも2番議員がお伺いしました町外への通院支援とか買い物とかいろいろあるわけでございますけど、やはり、居宅からの移動支援といいますか、加齢により体力が衰えるとか、いろいろあるわけでございます。引きこもりを解消するというのは、やはり、我々も一生懸命やらなければならぬと。やはり、健康長寿というのは、これはもう長崎県全体が健康長寿日本一を目指しているわけでございますので、そういうことも支援しなければならぬということになっています。

ただ、今、永田議員がおっしゃったように、移動にかかるって、通院支援とか、町外に行くですね、経済的なものの負担がですね、高齢者の方にたくさんあるということでございますので、先ほど、この前、きのうも2番議員がおっしゃったように、西肥バスのリフレッシュパスとか、そういう利用の提案がありましたけれども、やはり、通院の頻度とか、いろんなことがあるわけでございますので、やはり、今のタクシーと組み合わせるのか、それから、いろいろな、御承知のように所得状況とか、いろんなものがありますので、そこはですね、やはり、一緒にですね合わせて、やはり検討しなきゃならぬということを思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

改めてですね、確かに、町長おっしゃいましたように通院支援、要するに、町内交通の目的というのは様々にあるわけですね。通院支援であったり、引きこもり防止であったりですね、学童の安全確保であったりですね、あるいはその買い物支援だとか、様々にあるわけですが、そういったものをかなり、町内交通としては、かなり網羅的に動かせるのが循環バスっていう一つのイメージじゃないだろうかというふうに思いますし、町外に出る場合はですね、要するに、既存のMRだとか、ここを走っている西肥バスとかですね、そういった交通を利用するというのが基本だろうというふうに思いますので、そこにやはり、一定のですね、支援をするというのが、これはだれが考えてもそうです。そういう筋道ではないかなというふうに思うわけですね。

だから、そういった意味で、制度のはざまっていうのをですね、制度の活用ということも当然あるわけですが、これはやっぱり組み合わせが、町長おっしゃられるように、どうしても必要なわけですね。一つの事業、タクシー事業も非常に大事なんだけど、それだけでは進まない。要望に十分応えきれないということで、民間の力も借りるし、あるいは、公共交通機関の活用もする。そこに、町としても一定の支援をする。そういった組み合わせがどうしても求められていく問題だと思います。そういう点でですね、ぜひ改めて、早急な具体化をですね、求めておきたいと思います。

課題が多いので、次の課題にいきたいと思います。

保育園の副食費負担の問題についてです。

前回質問に対して、町長は今後どうするか検討するというふうにお答えになりました。どのように検討されてきたのか、お答えいただきたいと思いますが、この間ですね、これも昨日、2番議員さんのほうからも質問がありました。周辺自治体で言えば、平戸市、松浦市に続いてですね、西海市、それから佐世保市も第2子から無償化という報道がされています。

周辺自治体が無償化が進むなかで、なぜ佐々町だけがやらないという選択なのかという御質問がたくさん寄せられています。実際、前回質問の中でも指摘いたしましたけれども、昨年10月の消費税引き上げでですね、大体1世帯当たり、少なく見積もっても、年間6万7,200円の負

担が増える、年間ですね。6万7,200円負担が増える。しかも、可処分所得はですね、1985年、昭和60年の水準よりも下がっている。平成の時代を通して、実質可処分所得は減っているという統計があるということを紹介いたしました。子育て世帯は、本当に貧しくなっているというのがですね、今実態なんですね。新たな負担もある。

今回、コロナの問題もあって、非常に景気的にも心配される。そういう中で、本当に今、子育て応援の姿勢が問われる課題になっているのではないだろうかというふうに思いますが、町長の御判断についてお伺いしたいと思います。いかがですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは昨年10月より幼児教育・保育の無償化ということで伴いまして、3歳から5歳までの間は、副食費のみの負担ということに今なっているわけですが、御指摘のとおり、県内でも、各町で実質無償化って、県内でもですね、やっているところとか、第2子以降を無償化するとか、そういう対応をされている市町が出ているっていうことは、私ども調べて、わかっているわけですが、御質問の保育料の支援についてでございますけど、仮に、3歳から5歳までについて副食費を無償化した場合に、現在、314名の方が対象となりまして、年間1,500万円程度の財源が必要になると。対象となる3歳から5歳までの人数が314人でございます。そのうちの、国の基準で、第2子以降の無償化の対象となる人員というのが90名の方がいらっしゃるって、220万円程度の負担、町の負担はその4分の1でございますので、50万円程度の負担じゃないかということで試算をしております。

ほかの市町では、第2子以降の無償化をされているというのは、国の基準としております年収の360万円以下の世帯と、制限を設けないということにしておりまして、同じような整理を進めると、対象者が、国の基準の90名に46名が追加となりまして、136名でありまして、470万円程度の負担になるんじゃないかということでございます。

保育料の無償化が始まったことで、これまで、保育料の負担軽減措置、5,000万円程度の財政負担が4,300万円程度の負担に軽減されると試算しまして、700万円程度の一般財源の軽減になるという説明をしておいたわけですが、令和2年度の当初予算編成におきまして、園児数の出納も加味しまして、町の負担4,750万円を見込んでおりまして、これまでの見込みとしまして御説明しておりました無償化に伴っての一般財源の負担というのは、軽減措置が250万円程度に減額になって、そういう今、見通しになっております。

こうした一般財源というのが、負担について、やはり、財政的な面もありますので、もう少し検討をさせていただいてですね、これをどうするのかというのは、各課と話し合いながらですね、全体で協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

ちょっと数字がたくさんあってわかりづらかったんですけども。前回ですね、いわゆる、今回の3-5歳児のいわゆる保育料無償化に伴って、町の負担が減るのは700万円だというふうにお答えになりました。今のお話だと、一財からの持ち出し470万円で済むっていうことではないんですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
4,700万円。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）
要するに、4,700万円増えるってということですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
4,750万円になるということです。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）
ちょっとそのあたり、少し詳しく説明いただけませんか。

議 長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。9月の議会、または12月の議会のときにも御説明をさせていただいた、これまで、0歳児から5歳児までの保育料の負担軽減措置として、年間5,000万円程度の財源措置、財政措置をしておりましたけれども、それが3から5歳の保育料無償化に伴いまして、4,300万円程度の負担に軽減されるという試算を9月の時点でしておりました。御説明をさせていただいていたのは、一般財源が700万円程度、負担が軽くなるのではないかと御説明をさせていただいておりましたけれども、令和2年度の当初予算の編成において園児数の見込み、そういったものを勘案した際に、町の負担が4,750万円ほどになるのではないかとというふうに見込んでおりました、すいません、9月議会、12月議会で700万円程度の一般財源の負担軽減になるという御説明をさせていただいてましたけれども、それが今回の令和2年度当初予算の編成にあたっての計算では、250万円程度の負担軽減になるのではないかとという見通しを持っているというところでございます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）
わかりました。今の説明はよくわかりました。

ただ、当初の数字、前回質問のときに伺っていた約2,500万円程度かかるというお話だったんですけども、仮に、そういう金額で試算をしてもですね、対象となる園児数というのは457人というふうに、この間お話になりました。だから、ちょっと数字、ちょっと違うんですけども、一人当たり直すと、先ほどの話で言うと、2,500万円から、前回お答えになった700万円を引いて園児数で割ると3万9,387円なんですね。今の町長のお話など聞いて計算してみても、一人当たりの年間のですね、補助額というのは、5万円程度ということなんですけど、実際にですね、先ほど言いましたように、消費税が上がったことによって、すべての御家庭で6万2,000円ほどのね支出増になっている。全体として、子育て世帯は可処分所得が減って、昭和の時代よりも貧しくなっているような現状すらある。

こういう中で、4,500円の負担をね、改めて求めるというのがですね、格好としてはそうなりますよね。今までは保育料に全部込みだったものが、4,500円別途にとられるわけですから。保育料は無料になりましたけど、副食費については別に納めんといかんようになりましたということになるわけですね。だから、そういった意味でも、本当に負担感というのは、やはり大きいんだろうというふうに思うんです。

私立保育所でも、幼保一体の施設でもですね同様に、徴収事務も発生するわけですね。そういった意味では、保育の負担等も含めて考えればですね、やっぱりここは、どうしても支援をね、やっぱりすべきではないだろうかということですね、改めて申し上げたいというふうに思います。

そういう点ですね、やはり、学校給食の問題、保育所の副食費についてはですね、やはり、かなり今、急速に広がってますよね、負担をするという、無償化するという自治体は増えてますから。何よりもやっぱり佐世保市ですらですね、佐世保市も人口が多いなかですね、これだけのことをやろうということになってるし、松浦や平戸や西海市はですね、こういう周辺の自治体すべてやってるという状況です。だからあと、島原半島を全部やってますよね。島原半島全部やって、北部がやるというふうになれば、県下に広がるのはもう明らかだというふうに思うんですね。そういう点ですね、佐々町が取り残されるような状況にならないようにということは、ぜひ申し上げておきたいというふうに思います。

それから、次の質問ですけれども、学校給食の無償化についてですね、この間、佐々町は県内では、一応先進的ですね、1人目2割、2人目4割、3人目8割という助成をやってます。しかし、全国的なすう勢はですね、やはり、給食費の無償化に向かっているのではないかなというふうに私は思います。

先日来、ずっと紹介してきた中身もありますが、最近のニュースではですね、大阪市、あの大都市の大阪ですね、給食費無償化が市長によって打ち出されました。けしてですね、佐々町としても、今のままでいいというふうにしておくわけにはいかないのではないかなというふうに思うんですが、給食費の無償化の拡大に向けてですね、どのように検討されているかということについて、教育委員会でも結構ですが、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

本町における給食費の負担軽減ということで、これ、平成27年度から、長崎県下でも、先駆けて私は実施しております、同一家庭内の義務教育の児童とか、生徒の第1子に対しまして2割、第2子に対しまして4割、第3子以上につきましては、8割を補助するというところで、制度を今つくっております、現状では、当該事業にかかる一般財源というのが1,700万円ということになっておるわけございまして、仮に、給食費を全額無償化した場合は、4,000万円程

度かかるのではないかと、追加予算が必要だということで、4,000万円の追加予算ですから、あわせて5,700万円が、財源が必要ということでございまして、なかなか、本町の財政事業の中ではですね、大変厳しいものがあるんじゃないかと思っておりますので、当分の間はですね、この現状を維持させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

3番。

3番（永田 勝美 君）

最近、佐々町でも、こども食堂がオープンされました。そのこと自身はですね、大変すばらしいことだというふうに思うんですけども、やはり、最近の子どもの貧困という話の中でですね、特に、1日2食しかとらない子どもが非常に多いという話であるとか、あるいは、夏休みなど長期の休暇の後にですね、子どもがやせていると。運動してやせるならいいんですけども、要するに、まともな食事がとれていない。1日にですね、おにぎり1個という子もいるというような話がありまして、今のコロナのですね、問題でも、給食がないという期間が1か月に及ぶわけですね。そういう点で、こうした子どもたちへの支援というのをね、やはり拡大していくというのは非常に重要だというふうに思います。

同時にですね、やはり、この給食費がやはり大きな負担になっているということも、やっぱり事実だというふうに思いますし、理念的にも、義務教育無償化というふうなことを考えるとですね、やっぱり学校給食の占める意味の大きさ、あるいは、そのことをみんながやっぱり享受して使えるということですね、町としてやはり責任を持って保証するということは、自治体としてのですね、非常に重要な課題ではないかというふうに思いますので、学校給食の無償化の問題については、ぜひですね、さらに検討をいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険の均等割減免の問題について質問いたします。

前回までの質問の中でですね、佐々町の国保には、商工業者や農業者の方々とあわせてですね、約3分の1にわたる600世帯の給与世帯、サラリーマンの世帯があると。未就学児童の数も県下で2番目に多いというふうなことが確認されました。

そうした中で、一律に、一人当たりですね、2万3,000円の均等割課税がされている。子どもさんが生まれると、生まれた翌年からですね、課税されるという、この税制についてはですね、やはり、現代版人頭税ではないかというふうに言われるようにですね、非常に問題の多い税制だというふうに思います。

当面ですね、子どもさんへの課税は減免できないのかということはずっと申し上げてきました。子どもさんへの課税を全額減免すると、年間約1,000万円の費用が必要になるということからですね、このことについて、佐々町の子育て支援という角度からも、これはできないのかと。

さらにですね、その財源としてですね、最近、県単位化に伴ってですね、県の負担金が非常に増えてきてますから、基金が細ってくるという状況もあるんですが、それでもまだ、1億円を超える基金がありますから、こういったものの活用だとか、あるいは、ふるさと納税の活用などを行ってですね、やはり、子育て支援の財源というのを調達してはどうかというようなことを質問してきました。

進め方についてですね、町長は、国に対してもずっと要望しているし、国が、やはり最初にやるべきではないかというふうに言われました。しかし、私はそうではなくて、やはり、住民の要望に最も身近にこたえて頑張っている地方自治体ですね、まず、その先鞭をつけて、そして、それを拡大していくというのが、これまでの制度拡充の歴史ではないかというふうに申し上げました。

それは、例えば、乳幼児医療費の無料化の問題でもですね、長崎県が最初にやったのは0歳児の無料化でした。0歳児の無料化から3歳児、就学前、それから小学校、中学校、高校というふうに拡大してきました。国はですね、佐々町は今、高校卒業まで無償化にしていますけれども、国はまだ、小学校までですよ。だから、そういった意味では、実際に国が、制度的には後追いになっているということですね、それはある意味、事実だし、仕方のないことでもあるのかなというふうに思います。

ただ、私も国がやるべきことだと、国保の制度そのものを変えろというふうに言いたいわけですが、今の制度の中でですね、やはり、困っているのは町民の皆さんですから、このなかでですね、子どもさんへの均等割課税をですね、減免するというところに踏み切るべきではないかと。均等割の課税について、改めてですね、町長は、これはよい制度だというふうに思っておられるのかですね、もう一度確認をして、今後に向けてですね、姿勢について伺いたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

よい制度とは思ってないんですけど、やはり国民健康保険の制度におきましては、子どもを含めた被保険者数に応じて、均等割というのを負担していただくということになっておるわけですので、被保険者とは、制度と構造の違いがあることも、私も理解しているところでございます。

さきの議会でも申し上げましたけど、国民健康保険税の財政は、県単位化ということで今なっているわけですので、長崎県においては来年度からですね、保険料の統一に向けた協議というのが本格化をなされているというところですので、現時点で、県内の市町の独自の減免というのが実施されていない状況を勘案すると、今、永田議員がおっしゃったように、本町だけで新たな制度というのを開始するのはですね、なかなか難しいのではないかと考えております。

子育て世代の負担を軽減するという事は、我々も非常に重要であるということは、認識はしていますが、やはり、均等割の課税は制度上の問題であると思っておりますので、やはり子どもの均等割の減免については、国の支援制度が、やはり創設されることが一番望ましいのではないかと。何回も言っていますが、そういうことですね、引き続き、我々としましても要望活動をやっつけていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

町長の見解についてはですね、よくわかります。国の制度だから、国保制度そのものを変えることなしにですね、やるとすれば、自治体が負担をせざるを得ない。しかしながら、現実ですね、例えば熊本県の芦北町ですか、こういったところだとか、全国的には、50を超える自治体で、やっぱり具体化が始まってきているわけですね。それはね、やっぱり事の切実性が反映してらるんだろうというふうに思うんです。

例えば、先ほど乳幼児無償化の話しましたが、これはやっぱり、切実な事例があって、そこから出発するんだろうというふうに思うんですね。だから、そういった意味では、多子世帯

ほどね、この負担が重くなるということは、ほかの保険制度にないわけですよ。政管健保にもないし、協会健保にもありません。政管健保、協会健保も一緒ですね。組合健保にもないし、船員保険にもありません。

だから、そういった意味では、この負担が国保だけにかけている制度なのだと。しかも、この国保の制度はですね、ほとんどの町民が一度は通るんですよ。大体、サラリーマンの方も、リタイアして、そして75歳、後期高齢者の間はですね、ほとんど国保に入ります。だが、もちろん、全く国保に入らない、75歳以上まで現役で働く方もおられますけれども、そういう方は大変少数です。だから、ほとんどの町民が関係する国保なんですよ。

その国保として、その制度がですね、赤ちゃんからもね、課税せんといかんのかと。赤ちゃんからも保険料をとらないかんのかと。それはね、やっぱりおかしいではないかと。だれが考えても思うと思うんですね。だから、そういう点でね、しかも、全額やってもですね、1,000万円程度。全額やっても1,000万円程度ですよ。多子世帯であって、例えば、3人目からの分を減免しようとするれば180万円です。だからそれはね、やっぱり町の姿勢としても示すべきだろうというふうに私は思います。

これについては、ぜひね、わずかだけでも応援したいという思いが伝わるというふうに私は思うんですね。だから、そういう点で、ぜひともですね、子どもさんへの減免というのをですね、前向きに検討いただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

あわせて、国保の資格証の発行の問題についてです。

これも、資格証の発行の問題ではですね、前回も質問いたしましたけれども、松浦市、西海市、小値賀町は資格証発行ゼロです。それで、佐世保市もほとんど出していません。佐々町は、比率で見ると、佐世保の50倍出している計算になります。52倍出してる。

なぜ、佐々町だけこんなに多くの資格証を出すのかということ、担当課ともいろいろお話をする機会がありました。納税相談の機会をつくる必要があるのだと。納税相談の機会をつくっても、なかなか応じていただけない方には、もう資格証で対応するしかないということですが、資格証をですね、発行して改善をした例というのは、収納率がどれだけ改善したのかということ、これは甚だ疑問だというふうに思うんですけれども、このことについて、もし実績がですね、わかっておれば、お答えいただけますか。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

実績という部分でいきますと、すいません、具体的に何件でどれぐらい、幾らぐらいというところを、ちょっとすいません、持ち合わせておりませんが、正直申しまして、この資格証を発行したために、納税にしっかりつながったというところは、大きくはございません。ただ、これによって御連絡をいただいて、相談というのにつなげることができたというのは実際、実績としてございます。ただそれが、その後、その納税のほうにしっかりつながっていくというところはケース・バイ・ケースでございますので、そういうふうに、ちょっと御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

資格証についてはですね、いわゆるペナルティなんですよね。ただ——

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩いたします。

（11時39分 休憩）

（11時40分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

資格証については、やはりペナルティだと。私がこの間申し上げてるのは、このペナルティはあるということは、全く否定するわけではないんですけれども、要するに保険証を取り上げるっていうペナルティは、場合によっては命に関わる、受診機会が奪われるということで、人権に関わる問題だから、それはやっちゃならんことではないでしょうかということをお願いしているんです。だから、国保のですね、短期証もある意味ペナルティなんです。町長も一番よく御存じだと思うんですけど、短期証もペナルティだと思うんです。

もちろん、国保のですね、施行規則がいかやくされて、資格証を発行するものとするってなってますから。もちろん、法令、施行規則に基づけば発行するとなるんですけれども、現実にはそういう性格もあるので大変慎重だというのが各自治体の状況だと思うんです。例えば、松浦市などでも以前は出してましたけども、今ゼロになっています。要するに二分されてる。さらに多く出している町もあるんです。だんだん増やしてるところもあるし、片一方でどんどん減らしてゼロにしたところもある。二分されている。

町長は、国保については県単位化になったので、制度的にも統一したいというふうにおっしゃってるんですけども、これはね、やはり佐々町の姿勢が問われる問題だろうというふうに思うんです。だから、そういう意味では資格証についてはやはり人権に関わる大変、センシティブな問題もあるので、これについてはやはり慎重に対応するという姿勢がですね、やっぱり求められるんじゃないでしょうか。だから、短期証であればですね、短期証は私、全面的にいいとは思わないんですけれども、短期証も、例えば3か月の短期証になったと。受診機会がないということで相談に来るとい、そういう事例がやっぱりたくさんあるというふうに思うんです。県からではですね、短期証が多いところは逆に資格証が少なく、資格証が多いところは短期証が少ないんです。だから、要するにどちらかを選択されてるというのが今の実態だと思うんです。

私は、短期証についてもいろいろ問題はあると思うけれど、まずはやはり資格証については発行ゼロを目指すという姿勢にですね、転換を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろいろお話がありまして、やっぱり憲法で保障されているという、それはもちろん国民皆保険ということで国民健康保険というのがあるわけですから、その中でやっていけるわけでご

ございますけど、ただ、国民健康保険税の保険法の中で、9条に基づいて我々を行っているということでございまして、やはり国保の資格を有するということの証明になりますので、自由診療とはならないわけですね。だから、その中で保険診療ということで診療の受診が可能と、私はなるんじゃないかと思っていますので、10割負担とはなりますが、議員がおっしゃったとおり窓口の負担というのがですね、確かに、ものすごく多くなるということは否めないところでございます。

我々もなるべく発行しないような、いろいろな短期証の交付とか、特別の事情の届けとかですね、いろんなことで弁明の機会というのは設けております。しかしながら、やはり相談がなくてですね、やはり納付もないっていうことになればですね、やはり町としまして、やはり全員、国民皆保険、ほかの人たちの納めておられるなかでですね、やはりそういうことがあるって言えばですね、やはりやむなく資格証の交付はしなければならないんじゃないかと思っていますので、やはり我々も生活に困窮している、納付したくてもできない方には発行するものではないと、私も考えています。だからそこは十分、我々も研究しながらやっていくわけでございますけど、やはりそういう納税者の公平といいますか、を保つためには、資格者証の交付も仕方がないのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

この問題は、町長は県のですね、国保連合会の役員もされておりますから、ぜひですね、他市町の経験等もですね、調査いただいてですね、ぜひこの対応については改めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後の、町政の基本姿勢についてですけれども、ちょっと順番を変えさせていただいて、先にはですね、ごみ処理施設の大規模修繕計画、いわゆる長寿命化の問題について質問いたします。

焼却炉のですね、現状について、説明を受けておりますのはごみ焼却炉ですね。町営のごみ焼却炉については、要するにいつ壊れてもおかしくないし、故障が頻発していると。急いで対応せざるを得ない状況だというふうに言われています。それで、新たなですね、大規模修繕の計画が出されておりますけれども、これについてですね、大変多額な費用がかかるということがですね、言われています。私たちが説明を受けたなかでは、30億円程度かかるのではないかという御説明がありました。長寿命化ですから、大規模修繕をしてですね、約、もたせる期間は15年ですよ。15年もたせるのにですね、30億も投資するのかと。毎年2億、イニシャルコストだけでも2億かかると。だからランニングコストも合わせるとですね、本当にやっぱり莫大な費用がかかる事業だなというふうに思います。

この問題についてですね、なぜこんなに費用がかかるのかということについて、町民の方からもですね、大変疑問が示されておりますので、できるだけわかりやすくですね、その費用がなぜこんなにかかるのかということについて、御説明をいただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。まず、町長が答えてあと詳細は担当課長に。町長がまず答えて、詳細については担当課長から答弁させましょうか。よかですか。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、議員さんも御存じのとおり、クリーンセンター老朽化ということで、なかなか厳

しいところがございまして、今、近隣各町とか広域処理とか処理委託によって検討協議をお願いして、尽力を尽くしたんですけど、それぞれの市町の立場とか発生量、ゴミの大きさ、発生量とか、施設の維持とか整備とか進めておられるなかで、やはり短中期的に、やはり施設の統合というのは、広域化というのは現状では困難な状況であるということでございまして、しかしながら、本町の施設というのは広域で昔やってたのをそのまま単独で利用しているということで、老朽化が激しいわけございまして、だから今待ったなしの状況ということも御存じのことだと思います。現施設の長寿命化対策を講じるというのは、方針を決定いたしまして、知事には要望と活動も含めまして、現在取組を進めているところでございまして、いろんな困難もありましたけど、皆様方の御協力によりまして、ようやく一定の方向というのができたわけございまして、国の交付金のめども立つということで動き出したということでございまして、我々も時間的な余裕がありませんので、ほかの方式というのをやはり検討するというところまでは至っていないわけございまして、そういうことで、現状の方式をそのまま改修しながら長寿命化を図りたいということで思っておりますので、御事情を理解していただくということがお願いをしたいと、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この前、私も話を聞きましたけど、議員の研修でですね、香川県のほうにコンポストですか、トンネルじゃなくて、トンネルのコンポストでですね、のほうに行かれたというお話も聞いております。なかなかそういうことも、いろいろな方式はあると思いますけど、町としましては今、現状の方式でやらざるを得ないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

すいません、ちょっと時間がないので、なかなか議論というふうになりませんが、トンネルコンポストについてはですね、議会だより等でも報告を出させていただいておりますが、特徴的なことを幾つか申し上げるとですね、イニシャルコストがかからない、業者が負担するのでイニシャルコストがかからないということで、大体16億ぐらいかかるそうなんですけど、その分については業者が設置をするというものの契約だそうです。三豊市の事業としては取り組まれていてですね、委託契約を結んでおられるということでした。処理能力については問題ないということと、コストもですね、大変ランニングコストも安いということ、それから心配しました臭気対策ですね、臭いが強いのではないかと思いましたが、私たちも行って驚きましたけれども、プール1面ぐらいの脱臭装置がありまして、その中に厚さ2メートル以上ですね、木片がずっと敷き詰められているんですね。そういった中で、バイオで脱臭をして、その上に私たちも立ちましたけれども、ほとんど臭いもしないという状況でした。最終段階で、ごみを乾燥させて圧縮して、最終的にはプラスチックも混ぜてですね、混ぜて圧縮して燃料にすると。燃料をあの地域の大王製紙というところに売却をして、その燃料での収益も含めて業者は潤うという形になっていました。

だから、そういった中で、その燃料が売れるかという問題について、むこうも、説明を受けた方も業者の方でしたから、例えば佐々町が導入する場合だったら、松浦火電に売るのが一番いいんだけど、松浦火電は石炭の専焼でですね、石炭を微粉炭にして燃やすので、ボイラーが違うので使えないと。しかし、ボイラーを温めるまでのですね、水を余熱するボイラーがあるんです。発電機に回すボイラー、タービンに回す、水を温めるボイラーのほうには使える可能性があるというお話でした。

仮に、そういうふうに燃料が売れなくてもですね、要するに圧縮することによって、ごみの

量が半分になると。5,000トンあったら2,500トンになると。だから、2,500トンになって、しかもそれを、いわゆるごみ焼却炉で燃やせばですね、大変効率よく燃えて、何ていうかな、いわゆるコスト的にも大幅削減できるというふうなことで、大変こう魅力的なものであるという印象を得ました。もちろん、国の補助金等も得てるということでありましたから、こういったものについてはですね、ぜひ今後の推進の場合にですね、長寿命化のこれまでつくってきたスキームのこともありますから、一律、一概にはいかないと思いますけれども、やはり今後の検討の上でですね、ぜひ力にしていきたいなというふうに思いますので、申し上げておきたいというふうに思います。

最後の問題について質問いたします。

いわゆる、社会的性差解消に向けた町の基本姿勢についてということで、一般的にはジェンダー平等という問題ですね、について、昨日、同僚議員の質問もありましたけれども、町ですね、基本姿勢について短く御説明いただけますか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、ジェンダーについての取組ということでお話がありました。本町では、昨日も説明いたしましたけど、第2次の男女共同参画の計画というのを平成29年度の1月に策定しております。計画の中で、男性も女性もすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりというのを推進するというところでしております。

また、男女共同参画の形成の促進を図るため、施策については広く意見を聴取しながら、男女共同参画の企画推進をするために、男女共同参画の推進懇話会というのを設置しております。社会的な性差解消についても、懇話会のテーマとして研究をさせていただきたいと町としては考えているところでございます。

いろいろな町政の、女性登用とか、幹部登用とかいろいろなことがありますけど、町としましてはやはり第6次の総合計画においても、すべての町民から尊敬される生きがいのある社会をつくるという戦略目標がありますので、その中でですね、町として、やはりいろんなことが男女共同でやれるようにですね、女性も男性にも性別に関わらずすべての人が、あらゆる分野で活躍できるという社会づくりの基本理念でやっていきたいと。職場づくりもそういうことでやりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

時間がなくなってきましたので、端的にお答えいただきたいのですが、今、佐々町では女性の幹部職員の割合っていうのは非常に低いんですね。今、県の統計では9.5%と出てました。それで、佐々町の課長さんの中でですね、今、女性の方はおられませんよね。参事級の方は確かいらっしゃるんですけども、課長さんにはいらっしゃらないという状況です。これはどうしてかと。調べてみますと、ここ十数年来いらっしゃらないような感じでしたけれども、これはなぜかということについてお答えいただけますか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろいろな事情があると思いますけど、途中で退職される方もいらっしゃいますし、遅くまで、遅くというか、ずっとおられる方もいらっしゃいます。ただ、今、管理職については、現在2名の方の女性が、参事ですけど、これは管理職でございますので、2名の方がいらっしゃるということで思っておりますけど、町としましては、そういうずっと、我々も差別しているわけじゃないんですけど、きちっとした仕事をされるという方がたくさんいらっしゃいますので、管理職になられる方もたくさん出てくるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

結論的なことを申し上げます。時間がなくなってまいりましたので。

改めてですね、私はこの女性の幹部登用という問題は、町政にとってですね、やっぱり極めて重要な業務改善のキーワードにつながるのではないかというふうに思います。それは、昨日、同僚議員からも質問がありました、1か月のですね時間外の命令時間が大体一人平均月18時間と。それ以外にですね、庁内に滞留にする、留まらざるを得ない時間が25時間ある。残業時間よりも長い時間そこにいるって、遊んでるわけじゃないと思うんですね。遊んでいるわけじゃないけれどもそこにおられると。これが、全部がサービス残業だとは言いませんけれども、しかし一人当たり合計すると43時間も時間外にですね、少なくとも役場にいる。こういう働き方が、女性が働き続けるうえではですね、大変深刻な問題がある。社会的性差というのは、いまだにそれぞれ家庭でもありますから、家事労働にですね、女性が本当にたくさんの負担をしているなかで、そういう中でこれだけの仕事をですね、役場の中で仕事をしなきゃいけないということでは、仕事を続けるのだけで精いっぱいという方が大変多いのではないかと。途中で退職される方も多い。これではですね、やはり業務の効率化、改善というのは進まないし。しかし、一方で女性の方が本当に力を発揮していただかない限りはですね、正規職員だけでも3割、非正規の方は年度任用職員入るとですね、半分以上の方は女性ですから、女性の職員の方々が大きい力を発揮してあると。そのことを応援しない限りですね、佐々町の役場の業務の合理化改善というのは進まないというふうに思います。それは、町長だけの責任だという、もちろん申し上げているわけじゃなくて、町長はぜひリーダーシップを発揮していただきたいし、課長さんたち、要するに幹部職員の方々がですね、やはりそういう女性幹部も含めて育成をしていくという、そういうプログラムをね、やはりきちっととるべきではないかと。総務課には男女共同参画の担当もおられるというふうに思いますので、最後に総務課長からでも、そのあたりの取組状況、決意などもお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

総務課としましても、男女共同参画の推進計画に基づきまして、進めてるわけでございますけど、簡単にこう男女共同参画と言いましても、いろんな幅広い分野ございまして、なかなかこううまく進むものではございません。これは、地道にしっかりとしたなかで、研修会、職場の研修会とか、今後とも進めながらですね、皆さんの意識を変えていくところから、まづ進めさせていただきたいと思っております。また、女性が働きやすい環境、職員すべてが働き

やすい環境を目指して努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

女性が活躍できる職場づくりというのは、要するに町にとって喫緊の課題になってるということですね、改めてかみしめていただきたいと。そのことが、全体としての町政の、町の業務の効率化にもつながる問題だというふうに考えますので、そのことを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、3番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。午後1時から再開します。

（12時01分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第2 一般質問（淡田邦夫議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
一問一答方式により、9番、淡田邦夫議員の発言を許可します。

9 番（淡田 邦夫 君）

一問一答方式により、赤崎線の交通量の緩和、2問目は佐々町図書館の利用状況の2点について質問を行います。

まず、質問する前に要望、提案を行いますので、執行部に関しましては、検討でなく前向きの答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、佐々町内において道路が狭く、そして、いろんな危険なところあるということは十分承知した上で、私どもの地元であります赤崎線について質問をさせていただきます。

この赤崎線というのは、小学校横ということで、今、小佐々の工業団地ということで、通勤のほうがかかなり多くなっておりまして、非常に狭あいだで危ない状況が続いておるところでございます。朝夕は非常に交通量が多く、地元においても交通事故ということで心配しておるところでございます。この赤崎線というのは、先ほど言いましたように小学校の横で、一部が通学路ということで心配をしておるところでございます。

以前、地元が、五、六年前になるかと思いますが、地元の方から、この赤崎線について、速度制限をしてくれというような要望がありました。安全協会、また、それから町内会長の立会いで安全協会から来ていただきまして、現地調査をしてもらったことがあります。最終的には、その速度制限にはならなかったんですけども、非常に危なく、私どもは感じておるところでございます。

冬になりますと、赤崎線を見ていただければわかると思うんですけども、あちこちに、各ところにカーブミラーが付けております。このカーブミラーも冬になりますと、どこでもそうでしょうけども、冬場にはもう霜でほとんどが見えないということで、私ども出る場合でも、非常に苦労しておるところでございます。直進者が優先ということになっておりまして、そうい

う状況になっておるところでございます。

そこで、交通量を緩和する、その赤崎線の交通量を緩和するにはということで、私は2間の要望をしていきたいということを思っております。

例えば、佐世保の204号線から来た場合、この妙見橋という芳ノ浦のところに橋があります。それから末永団地、末永団地のところに末永橋ということであります。それから南部体育館ありますけれども、その南部体育館の横を通り、雇用促進住宅通りまして、私が言っているのは、要は赤崎線の交通量の緩和するためということで、今、申し上げているところでございますけれども、その赤崎線の末永団地に、そこに橋を架けて、木場川のところに橋を架けていただいて、高速道路の横に、何ちゅうんですか、側道って言うんですか、高速道路の横の道があるんですけれども、それを通るとメロディ橋の20メートルか30メートルの手前のところに出るようになるわけですが、そうするとその道をつくるということ、赤崎線の緩和になる。そうすると、言いましたけれども、木場川に橋を架けると、これは大変なことじゃないかなということをおもっております。

もう一つは、昔、病院がありましたけれども、その下のところから、昔の病院、あそここのところに口石木場線ですか、が、通っておるわけでございますけれども、そここのところにそういう離合が、あそこあの道は狭く離合ができないということで、離合場所をつくっていただく。そうすると、先ほど言いました高速道路の下の側道を通って、メロディ橋の手前のところに出るというような方法があるのではなかろうかということで思っておりますけれども、執行部はどのように、赤崎線の交通量の緩和ということで、どういうふうにお考えなのか、町長のほうにお伺いをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、淡田議員さんから御質問がありました、交通量の増大ということで、近年はやはり車社会ということで、1人1台の時代がやってきているわけございまして、ちょっとした距離でもやはり田舎の人たちは車で移動するというので、大変多くなりまして、全体的に私は交通量がですね、増大してるとはなないかと考えているわけでございます。

議員の御指摘の赤崎線がやはり今、道路も狭くて離合もなかなかできないと、難しい状況ということは、私も何回も通りますので、周知をしているところでございますけど、やはりこれを拡幅するというのがですね、議員も御承知のとおり、なかなか難しいわけでございます。家屋移転とか、宅地を全部通りますので、そういうことを考えれば、工事費というのが増大な、膨大な工事費になる移転をですね、考えればなかなか難しいということで、この前も要望がありました、何らかの方向ということで、交通安全対策ということでですね、言われまして、速度規制ですか、30キロの速度規制ということで警察に要望は行ったんですけど、警察のほうから、公安委員会からですか、調査をされて30キロの速度制限ということが見送られたわけですね。そういうことで、今現在に至っていると思っております。

先ほど、議員さんのほうから、この赤崎線の事故防止のためにということで、バイパス的なものということで示されたわけでございますけど、やはり道路の拡幅とか離合場所の確保とか、それから先ほど木場川の橋梁の新設も出てきたわけでございますけど、たくさん問題というのはですね、用地関係の問題もあるわけでございますので、そのいろんな条件というのがですね、整えばできるんじゃないかと思っております。また、補助事業に採択していただかなければなかなか、単独だけではですね、難しい面もあるわけでございますので、町としましてこういふとができるのかどうかをですね、よく検討をさせていただければと思っておりますので、よろし

くお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

はい。

9 番（淡田 邦夫 君）

町長が言われますとおり、あそこの赤崎線というのは、拡張は無理ではなかろうかということで思っております。それで今、町長がいろんな問題ということで言われましたけれども、何が問題があるのかなということで、例えば先ほど、その病院の下のところからもっていく、その道路の口石、それから小浦線、あそこんところ木場川沿いですけれども、あそこは離合場所をちょっと作っていただければ解決するわけです。あそこは町有地です。十分にそういうようなことは、問題は別になんかと思う。ただ、町長のそういう、建設課長にも後でお尋ねいたしますけれども、そういうことで、やる気があればできるわけです。そうすると、小浦の方たちも、あそこはですね、非常にこう見通しもいいし、ただ離合場所がないということで非常に困っておられるんじゃないかなということをおもっております。そうすることによって、その口石小学校の児童の交通事故の心配、それもなくなってくるのではなかろうかということとしますので、そういうことで、先ほど問題と言われましたけれども、私は問題ないということをおもっておりますけれども、建設課長はどういうふうにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、今おっしゃってます口石水道線の細い道行く分ですけども、道路の拡幅をするにあたりましては、あそこ、余地がどのくらいあるのかというのは、最終的にまた確認をしないといけませんけども、田んぼ側に行くと高さがありますので、高さをもっていくためには、ちょっと強固な擁壁等を作らなければなりませんので、そこら辺でまた費用がかかってくるというのはあるかと思っております。ですから、全体的な費用の関係でそういうものが調整できれば、設置できるという方向に進んでいくのかなというふうに感じているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私、当初2つの件で南部体育館の横を通過して、末永団地の横を通過して、あそこの横を木場川に橋梁を架けるという案を申し上げました。それはあまりにも、そこにあそこんところに橋を架けるっていうのは、莫大な費用がかかるんじゃないかということで、そういうことで離合場所を作っていただきたいということで思うもんですから、ぜひとも検討していただきたい。前向きな検討をしていただきたい。交通事故が遭ってからはどうもこうもなりませんので、そういうことでよろしくお伺いしたいと思います。

それから、赤崎線から今度は四ツ井樋のほうに話に移るわけですが、その県道に行くところの信号機があります。ちょうど四ツ井樋のところに信号機。あそこのところの四ツ井樋からメロディ橋までっていうのは、歩道のグリーンベルト、それから歩道の整備ということで、昨年の平成31年、今年は、31年ですけども、そういうことでいろいろと整備をして

いただいて、子どもたちも通学路、非常にやりやすくなったんじゃないかということでおっしゃいます。

そこで、その四ツ井樋のところの信号、それからレストランのところの信号、そしてもう少し前に行くと、その自動車工場の信号、そしてあそこには自動車工場のところの信号がありますけれども、あそこはバスの大型が出てくる。そしてもう一つ前に行くと見返橋の信号、何百メートルの範囲であれだけの信号がある。

私は何を言いたいかって言うたら、赤崎線から出て行って高速に乗ろうとしよったら、2台か3台しかあそこに入らなわけですね。先ほど、昨日も6番議員が言われましたけれども、その工業団地かどうかわかりませんが、小浦線まで、小浦駅まで車が渋滞、朝においては渋滞しとる。私は簡単に考えて、レストランのところの信号機の設定だけやり変えれば通るとやなかとかなということでおっしゃるんですけども、きのうの6番議員の質問を聞いて、小浦駅まで渋滞しとる。先ほど言いましたように、その中で信号機が4つあるわけですね。ということは、やはりきのうも6番議員が言われたんですけども、3番目で道路網の整備計画についてということでおっしゃられたけれども、そんなとき道路網のそういう委託をしとるということでおっしゃりました。そいけん、今度は連携中枢の調印式もきのう、おとといありましたけれども、そういうことですね、佐世保市、それから長崎県、佐々町、そういう道路の緩和ということですね、ぜひとも検討していただきたいということでおっしゃるんですけども、そうすることによって全体、あそこは工業団地というのは、今からまだまだそういう工場が増え、交通量も増えてくるんではなからうかということをおっしゃるんですけども、そういうことで町長のほうに、どういうふうにお考えなのかお聞きをしたいとおっしゃいます。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の言われるとおり、朝夕っていいですか、佐世保方面からの見返橋とか、それから佐々インターチェンジ方面近くというのは、大変混雑しまして、県道の出入口の信号とそれから県道の信号の2つがあるということで、なかなかタイミングが問題ということで、なかなか出られないというのを我々も、私もわかっているわけですが、信号機に関しては公安委員会の管轄となりますので、今、議員が御指摘になりましたことについては、何らかの対策を講じることができず、できないかということ、私どもとしましては公安委員会のほうに相談してできるかどうか、ちょっとお話し合いをですね、させていただければと思っていますので、よろしくお申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

道路網のやっぱり整備が私は必要じゃないかと。佐世保から行く場合には必ず工業団地に行く場合には、その見返橋を通らなければならない。もう一つは、高速道路から新佐々橋を渡って黒石のほうにまわってくるということですね、橋を、佐世保市から佐々町から行く場合には、そういう橋を渡らなければ、そういうあそこには行けない、今のところはですね。そういうことで道路の拡幅しか、私の考えるところでは拡幅しかないんじゃないかということでおっしゃるんですけども、そういうことで私は長崎県とか佐世保市と先ほど言いましたように、連携中枢も必要、その44項目の中にその道路網がどうかということ、私ちょっとそこまでは調べ

てこなかったんですけども、そういうことをですね、ぜひともこういう機会でございますので、そういう佐世保市もいい、佐々町もいいということで、ぜひとも検討をしていただきたいということを思っております。

それから、先ほど町長が検討するということではなりましたので、2問目に移りたいということをおもっております。

佐々町図書館の利用状況についてということで、2問を質問させていただきます。

佐々町の図書館が開館以来20年を経過し、20年行事として2つのイベントをされて、交流センターで百何十名というような皆さん方がおいでになって、講演会をされた、盛大に終わったということをお聞きをいたしております。

そこで、今、教育次長のほうからちょっと資料を見せていただいて、どういうふうにご利用状況がなっておるかということで、ちょっと資料を見せていただいたんですけども、今の状況から見ると、平成11年のときには13万人ぐらいおったと。そして、18年、19年ですか、そのときには17万人がそういう図書館の利用者がおられたと。ところが29年、30年、11万人の激減ということになっておるんですけども、それも日本全国の図書館においては減っておるということは、十分に理解しておるわけでございますけれども、世の中のタブレットとか携帯とか、そういう文字離れということは十分理解しておるんですけども、教育長にお聞きをしたいと思っておりますけれども、この回復、どういうふうにお考えなのかをお聞きをしたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、全国的に図書館の利用者数が減少しているという状況はございます。佐々町図書館も徐々に利用者数が減少する傾向にあるということも事実でございます。

そこで私ども、おとしし10月から、これは利用者の御要望もあったことでございますけれど、視聴覚資料、DVDやVTR等の貸出しを始めたところです。このDVDの貸出し数は月間200本前後となっており、この月間貸出し冊数、月間約1万冊と比べると少ない数ではございますけれど、前年比をとりますと40%ほどの伸びというのが記録されているところでございます。

この利用の減については、私どもそうですが、一番やっぱり危機感もっておるのは図書館職員でございまして、昨年10月から本の1回当たりの貸出し冊数の上限を、今まで5冊であったのを10冊に改めた。少しでも貸出し、借りる利用者にとって便利なようにということで改めました。その結果、10月から月間の貸出し冊数は10%強ほどの伸びを示しております。昨年の10月から1月までの4か月間と比較いたしますと、約13%の増となっているところでございます。令和元年途中からの改善でしたので、来年度はさらなる改善が図れるのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、図書館館長をはじめ職員とも相談をしながらですね、町内の福祉施設等に集団貸出し、50冊とかですね、集団貸出しができないかを具体的に検討を進めようということで、現在対応しているところでございます。町民の皆様が読書に親しむ機会を提供する工夫をしながらですね、図書館の貸出し冊数、利用者増等に結び付けていきたいというふうに思っているところでございます。

議 長（川副 善敬 君）
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

先ほど資料を見せていただいたということで申し上げましたけれども、この佐々町図書館というのは、平成30年においては、長崎県に25か所の図書館があるわけでございますけれども、その中で、やっぱり貸出しということでは長崎県1番を保っているわけです。その職員さん方、また教育委員会、そういういろんな努力をされておる。また、読み聞かせ、そういうボランティアの方、そういうことで支えられて、長崎県1番ということで保っておられるとは思いますが。

また、その平成29年度においては、全国市町、人口の同規模のような図書館においても、全国でも17番目ということで大変いい成績を持っておられるんですけども、それは十分に理解しておるんですけども、ただあまりにも激減しておるということで、今、教育長のほうからDVDの貸出しとか、5冊を10冊に上げたとか、そしたら伸び率が13%ぐらい上がったよというような報告をいただきました。

実は私、孫がおって、土曜日とか日曜日、「図書館に連れて行け。」と言うことで、「何しや。」ということで行って、あそこで要は勉強をしたいということで、図書館の裏のところに視聴覚室、何ていう部屋があるんですかね、あそこですすね、要は早く行くと、私は9時45分ぐらいにこの前も行ったんですけども、そうすると期末テストとか、そういう入試があるかどうかわかりませんが、中学生、高校生の子どもが、もう9時45分には6人も7人も待つとるわけです、入り口にですすね。そして昼ぐらいに行ってみると、あそこの部屋はいっぱいにしてるといような、そういう利用状況ですすね、今、学生、中学生か高校生か、そういうことでやっておるような状況。

それから、図書館のこっちべたの裏のところにもそういう机がありますけれども、向こうを向いているところがですすね。あそこもいっぱいしとるわけです。そして今、私は思うには、そういう場所の確保をしなければならぬんじゃないかと、利用状況においてですすね。そういうことで、じゃあ場所を確保せろと言うても、今のあの状況から見ると私は無理じゃないかということだと思うんですけども、そういう環境、勉強とかそういう環境、今、教育長がDVDとか5冊とか10冊とかいうことで言われましたけれども、その通いやすい状況の、そういう環境の場ということはどういうふうにお考えなんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

環境については非常に厳しいところがございまして、現在図書館には来館者が、読者、勉強できる机と椅子を備えたと読書コーナー、それと閲覧コーナーが整備されておるところでございます。特に中高生のテスト前の利用者が多いときには、若干机とかいすを追加するなどして、最大50名ほどの利用ができるような環境を整えているところでございます。

しかし、館内の書架は転倒防止のため厚さ15センチのコンクリート床にアンカーを打って固定されているため、新たな学習空間を作るといのが非常に困難な状況にございます。また、蔵書数を減らすというのもいかなものかという思いも持っておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

先ほど、その構造上の何ですか、レイアウトとか、そういうことで素人ながらですけども、無理じゃないかなということをおもっています。

それで、図書館の中2階もあの状況では無理。そして、事務所横にですね、閉架倉庫とありますけれども、あそこもちょっと見せていただきました、行ってからですね。本当に狭いところにぎっしりこみ詰めしておるわけですね、本が。それで、本を選ぶにもあそこのやっぱり職員さんたちも非常に暗いところで狭いところで、苦勞しておられるなということをおもっているから、そういうところで非常に苦勞しておられる。

そして、先ほどちょっと話戻りますけれども、佐々町とか、佐々町がそういう公共施設の利用状況がいいというのは、私が思うには、要は駐車場がある。その図書館も駐車場がある、交流センターにも駐車場、体育館にもある、そういうことで佐世保は1時間すると有料で、そういうことがある。そういう利便性を私は生かすべきじゃないかということをおもっているわけですね。

そこで今、図書館の横に、住民福祉課の所管になると思っておりますけれども、「生きがいと創造の家」が図書館の敷地内にあります。これがですね、町長がどういうふうにお考えなのかわかりませんが、やはり私は図書館のそういう利用するところを、町民の方たちが今の時代に合ったところの、そういう設置をすべきじゃないかということをおもっているわけですね。その生きがいの創造の家には裁縫される場所の一つある。それから、もう一つは陶芸、それから木工、その木工においても文化祭において立派な作品を出しておられる。そして、陶芸においても県展で出すようなそういう作品をあそこで作っておられる。そうした場合にはですね、そこで私はお伺いしたいんですけども、そういう佐々町のどこかに、よくわかりませんが、そういう設置をして、今の時代に合った、今の時代というか、語弊があるかも知れませんが、そういういろんなそういう今の世の中に合った図書館ができるのかなということ、町長か住民福祉課長に、そういうあそこの場所の移動がどうなのか、それをお伺いしたい。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、駐車場があるというのは非常に強みだというふうにおもっています。本町の現在の図書館の場合は専用駐車場がありますし、あそこ何て言うんですか、町有地のところ、きれいに整備していただいたので、入館者が多いときにはあそこをお借りして対応する等で、駐車場については非常に恵まれた状況にあるのではないかなというふうにおもっているところでございます。

ただ、生きがいと創造の家や木工室の具体的な移転をするというような話はなく、今年度作成された事業計画書の中でも、図書館の拡張に関する計画というのは計上していないところでございます。現在のところ、図書館の拡充については具体的な検討は行ってはおりません。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私、今インターネットでちょっと調べてみたんですけども、そういう今からの図書館というのは、最近、公共図書館の傾向として、居心地がよく、長く滞在してもらえるような意図の会

館が増えておるといふことでお聞きをいたします。

また、武雄市においてですね、以前、コーヒーを飲む図書館、それはいろんな、あそこにごぼしたらどうするやとか何とかといふことで、全国的に話題になりましたけれども、何か方策を考える。もう一つは、その小学校、中学校、佐々町は電子黒板、これが設置しましてから、もう五、六年になるんですか。そういう例えばタブレットといふとか、タブレットの貸出しとか、そういう新しい方向に、今の時代に合った、その本を読むとか何とか、活字離れといふことで申し上げましたけれども、そういう何か新しい図書館に向かって、どういふふうに教育長はお考えなのかなといふことで思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員が御指摘なさいました武雄市図書館は、もうこの辺では先進的な図書館の一つでございます。先々週、個人的にもちょっと梅を見に行き寄ってきましてけれど、あそこはちょっとやっぱり発想がかなり違ふのかなといふ気がいたします。武雄神社であるとか、御船山楽園であるとか、ああいったところの駐車場も兼ねてかなり大きな規模の駐車場が作られておるといふ感覚を持っておるところでございます。確かに、武雄市図書館ではコーヒー店が館内に入っており、メディアホール等が設置された複合的施設として建設をされておるところでございます。また、本町の図書館と比較すると、建物面積だけでも3倍あるという大型図書館でございます。

また、平成29年度にはフードコートであるとか、カフェテラスを備えた本町と同じ規模の武雄市こども図書館というのが併設されております。ですから、トータルで考えると4倍近くの規模の図書館ということになります。

確かに、私自身もああいう近代的な図書館を見るとすばらしいと憧れてしまいますけれど、しかし、本町の規模、人口規模から考えると現在程度の規模で、アットホームといふんでしょうか、本当に温かい雰囲気、図書館職員がおる、そして非常に把握しやすい広さの中で、本を読んだり読み聞かせができるというようななかで、読書を中心とした図書館としての運営をしばらく続けることが適切ではないかと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私は、そういう大きなものといふことではなくて、やっぱり居心地のいい、そういう休みながらでもできるような図書館といふようなことで申し上げたつもりなんですけども、そういう何倍とか、そういうことで申し上げたつもりではなかったんですけど。

それと、先日、相浦においても、相浦支所のところに図書館ができて、あそこも佐々よりか何分の1でしょうかね、ある。それから今度は、佐世保市にも何年後には図書館ができるというようなお話も聞いております。

そうした場合に、やはり佐々町の図書館を使用しておられる佐世保市の方、相浦の方、もうかなりおってじゃないかなといふことで、そうした場合に、やっぱりあそこが佐世保ができたり、相浦ができるとか、そういう利用者が減ってくるのではなからうかといふことで思っておるもんですから、そういう何らかの施策をとったほうがいいんじゃないか。

先ほど、私はそういう電子黒板ということで申し上げました。そして、我々よりか小学校、中学校ということで電子黒板とかタブレットの使い方というのは、もう何倍も、数倍もそういうような今の小学校、中学校というのは発達しておるんじゃないかなろうか。そういうことで私は、これはできるかどうかわかりません、私、素人の考えですから。そういうタブレットの貸出しとか、そういう新しい方向に、今の時代にそれが合ったかどうかということには私もわかりませんが、そういう考えもあるのではなからうかということによって質問したものですから、教育長はそういう電子黒板と、今、佐々町でせっかくああいうことでやっておるものですから、それを生かしたところの図書館の利用ということをどういうふうにお考えなのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員がおっしゃるとおり、相浦図書館、私も参りましたけれど、非常にアットホームな感じで、特に近くに公園があって、小さい子の絵本を読むとかっていうスペース、温かい感じでいいな、あれは脅威だなと、本町図書館にとってはですね。また、佐世保市図書館の改装等も控えておるわけで、いろんな工夫をしていく必要があるだろうなと言うふうには思っております。

ただ、私自身の勉強不足かもしれませんが、タブレットの貸出しをやっている図書館というのは全く情報をつかんでおりませんので、さらにこう何らかの方策がないか、5冊を10冊にした、小さな工夫かもしれませんが、集団貸出しを増やす、タブレットの貸出し等についてもあるものかどうか、ちょっと先進的な事例を調べながらですね、改善策がないかどうか、図書館職員と共に考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
9番。

9番（淡田 邦夫 君）

私は極端なことを言うて誠に申し訳なかったんですけども、ただ、今電子黒板、小学校も中学校ということで、5年か6年経つんですかね。そういうことで、非常に子どもたちもそういうことでやっておる、そういう考えもないのかなということをお伺いしたつもりなんですけれども。

やはり、私がいろいろと申し上げましたけれども、やはり佐々町というその図書館。先ほど、長崎県で1番、全国で17番ということですね、皆さん方のそういう今までの御苦労ということは、敬意を表しとるわけでございます。そして読み聞かせ、ボランティアの方たち、職員さん、そういうことで、長崎県で一番、そういうことであるものですから、佐々町としてのやはり誇りということをお私思っておりますから、長く、そういうことで図書館の利用ということで、子どももそういう図書館を利用して、いろんなことをしなければいけないということはわかっておるわけでございますけれども、そのためにはやはりいろんな方策を考え、20年間、開設が平成11年、そして20年間経過したわけでございますけれども、いろんな施策でやってこられたんですけども、新しい図書館に向かってどういうふうにお考えなのかということをお聞きし、そして、教育長からいろいろとお伺いいたしましたけれども、そういうことでぜひとも、みんなが、佐々町の町民が、みんなが利用しやすい状況の図書館にしていきたいと思いますということをお願いをして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、9番、淡田議員の一般質問を終わります。

— 日程第3 議案第2号 附属機関の設置に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第2号 附属機関の設置に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第2号 朗読）

総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、資料のほうで説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

附属機関の設置に関する条例等の一部改正についてということで、附属のほうで、議案第2号の総務課資料ということでお付けしております。本条例の改正につきましては、すいません、資料のですね、まず5ページ、6ページをお開きください。

御存じのとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部改正され、会計年度任用職員という形で前回、整理をさせていただいたわけですが、その中で特別職、すいません、5ページのですね、1の地方公務員法の一部改正、(1)の特別職の任用及び臨時的任用の厳格化ということで、アンダーライン引いておりますけど、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する専門的な知識経験者等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化するというので、すいません、今度は6ページになりますが、6ページのですね、右のほうのイのところになります。

新地方公務員法第3条第3項第2号に該当するというので、ここが附属機関になるわけですが、新地方公務員法第3条第3項第2号については、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定めによる規程により設けられた委員または委員会と。条文上自体は、今回の改正では改正事項とはなっておりませんが、この部分につきまして適正な任用・勤務条件の確保という法律の改正を、趣旨を踏まえまして、慎重に運用すべきものであるということとなっております。

そして、すいません、7ページ、8ページという形になっておりまして。現在、本町につきましては、附属機関、こちらのほうを要綱等の設置に基づきまして、委員会との構成を整理しておりましたけど、今回、厳格化に伴いまして、その辺を整理したいということで、要綱で設置された委員会等の構成員も、要綱ではなく条例で整備すべきでしょうということになりました。

た、8ページのところに、附属機関に該当すると判断される場合には、設置根拠を、条例を設けて、2号の特別職非常勤職員として整理することとなるということになっておりまして、この部分につきましては、個々に条例を制定する必要はなく、一般的な条例として附属機関の設置条例を制定し、別表において附属機関を列挙する方法があるということで、ここでは本来、前回の総務委員会のほうで本当にそれで大丈夫なのかというような御指摘もいただきまして、国県等のほうにも確認しまして、行政判例等も見ましたところ、多くの自治体で附属機関に該当するであろうと思われる委員会等について、内部要綱等で規定している例も見られますが、地方自治法上適当ではないと。

なお、条例で定める方法は一括して定める方法と、個別に「〇〇委員会条例」として定める方法の2通りがありますが、いずれの方法でも全く問題ないという行政実例が出ております。そういうことで今回、このような形で一括して委員会のほうの整理をさせていただいたものでございます。

すいません、条例の内容にまいります。資料の1ページをお願いいたします。

改正する条例名でございますが、2本ございます。附属機関の設置に関する条例ですね。(1)の改正する条例名。①の附属機関の設置に関する条例。②の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例という形で整理させていただいております。

すいません、めくっていただいて1ページになります。

まず、附属機関の設置に関する条例の改正内容でございますが、第1条こちらのほうが地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、改正前は、法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、町の附属機関として、別表に定める機関を置く、入れるという形になっておりまして、これを「法律、政令、又は他の条例に定めがあるものを除くほか」ということで、現在、法律、条例に定められている附属機関については、今回の附属機関の一覧の表には載せてないという形で整理させていただいております。

そして、すみません、別表1の1条関係ということで、改正前3委員会ございます。町長部局のほうで換地委員会、子ども・子育て会議、教育委員会のほうで心身障害者就学指導委員会、こちらのほう改正後ということで、すみません、委員会資料のほうではですね、30委員会を御提案させていただいておりますけど、実際、委員会の中でもいろいろ御意見がございまして、しっかり整理して提案するよということでもございましたので、今回整理させていただいて、30委員会から26委員会、当初委員会に出させていただいた資料30ございましたけど、その中から5つの委員会を除きまして、1つの委員会を加えております。加えてる委員会につきましては、今回の資料の6番目に佐々町都市計画マスタープラン作成委員会、こちらが新たに委員会資料から加えさせていただいたものでございます。

そして、第2条の、すみません、2ページになりますね。別紙2の特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容ということで、こちらも元々きちっと条例等に報酬等も定めるよということでも、今回、整理をさせていただいたものでございます。

新たに加えたものとしましては、すみません、3ページの第3号と書いてございますけど、産業医から校医ですね、保育所医、それから第2号の附属機関の個人情報保護審査会、情報公開審査会、障害支援区分市町村審査会委員、学校運営協議会委員までになっております。

そして、元々その下の4ページの分が追加という形で整理させていただいておりますけど、元々改正前につきましては、左側にありますけど、前号以外の非常勤の委員ということで、予算の範囲内において任命権者が定める額という整理がされておりましたけど、極力わかるように整理したいということで、前号以外の附属機関の委員ということで、各々の専門職等につきまして月額1万5,000円以内とか、月額3万円以内で町長が定める額という形で整理をさせていただいたものでございます。基本的には、月額5,400円で今まで支給しておりましたので、その部分で整理させていただいております。基本的にはその今年度まで報酬ということで支払っ

てた部分、また令和2年度の予算計上、報酬といて附属機関等で計上している部分につきましてはこのような形で整理させているものでございます。

すいません、条例の説明ちょっと長くなりましたけど、内容の説明長くなりましたけど、朗読させてもらいます。

議案のほうお願いいたします。1ページめくっていただいて、附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例。第1条附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が、存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

内容につきましては、先ほど資料のほうで説明しましたので割愛させていただきまして、7ページをお願いいたします。

第2条特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐々町条例第19号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加えるということで、内容につきましては先ほど説明したとおりでございます。

最後のページになりまして、附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

関係課におかれましては、本議案についての資料を提供いただきまして、ありがとうございました。

そういうことで、その資料の中からずっと一覧、なかなか多かったもんで、よく審査することはできませんでしたが、その中で気づいたことを、ちょっと二、三点質問させていただきます。

当初はたくさんあったけど26に変えたということでございますけども、先ほど総務課長のほうから資料によって説明がありましたけども、特別職の範囲を専門的な知識、経験に基づき助言、調査等を行うものを厳格化されたということでございます。

そういうことで、全体を見ましたら、守秘義務がある委員会とない委員会があるんですが、

26のうち10は守秘義務が課せられておりますが、そのほかは知ったことは話していいということで、ないのが13ありまして、制定予定が2件ということで、都市マスタープランの作成委員会と自殺対策協議会、これは制定予定ということでお聞きしておりますが、その中で入れられるかどうかわかりませんが、守秘義務を課すのと課さない、何て言うんですかね、どこで区別して課されない部分もそれでいいのかどうかっていうのをちょっとお尋ねをしときたいと思えます。

そしてもう一つは、ずっと読んでみますと、会議録というのを記載がほとんどないものからですね、会議録。会議録の作成条文というのは、各要綱などに入れなくていいのか。また情報公開があった場合は、やはりこの厳格化といえば公金が出ていくわけですから、情報公開請求があった場合は会議録をとってないと出せないものから、そこら辺をどのように考えておられるのかということですね。通常、自治法の法律によって日額で特別職関係は決めるようになっていますが、年額で決めてあるともあるんですが、そこそこの委員会でそれはやむを得ないことだろうとは思いますが、どれですかね、どこかの資料にあったんですけども、別に町長が定めるとかかっていうのが条例の中ですかね、ずっとあったんですよ。7ページのほうに、改正後にですね、例えば農業委員会では能率給、予算の範囲内で町長が別に定める額、日額か月額かわからないものから、ここ以下、その文章で書いてある分の金額を今年度分で結構です。新年度は新しくお尋ねしていこうと思ってるんですが、次の学校についても、児童加給とか、私聞きなれない言葉があるんですけど、生徒加給、予算の範囲内で町長が定める、ここをずっとお知らせください。

それと、この各組織についてずっと資料を読ませていただいたんですが、識見を有する者とか学識経験者とかまちまちあがってきている部分がございます。それで、その区分けについての町の考え方をですね、ちょっとお尋ねをしときたい。識見を有する方、学識経験者とかいろいろまちまちですから、どこで資格がある方をしてるのか、専門的に大学教授とか、その分野の学者さんとかが何ていうんですか、学識経験者というのかね。識見を有する方というのは技術屋さんとかの資格を持った方なのか、その選別はどのようにお考えで選定されているのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

それからですね、組織ですね。組織をずっと照らし合わせてみたんですけど、人数などは書いてある部分もありましたけども、書いてない部分もありましたですね。例えば、行政経営改革委員会では誰をするのか書いてなくて、7名以内って書いてあったりですね。別表にあるともあったんですけど、別表は提出いただいてないからわかりませんが、どういう方を学識経験者をされるのか、知見の方を選ばれるのか、それぞれの資格ですね、組織の、つくる組織をどのように考えておられるのか。

それから、要保護児童対策地域協議会、これは別表第1って書いてあるんですが、何人かわからないんですけどもですね、そこら辺のこの要綱などに書く、別表じゃなくてここに書かなくちゃいけないのか、全部別表に組織は書いていくのかですね。そこら辺の統一性についてお尋ねをしたいと思えます。

それからですね、もう一つちょっと気になったんですけど、その組織をどういう方がするんですかというのを、心身障害児の就学指導委員会というのがあるんですけど、これ20名以内ってなってる。教育委員会が委嘱するだけしかないものから、誰をしていくのかって、はっきり明確にわからないで、自分の好いた人って言ったら語弊があるんですけども、そういうところが幾つか要綱でありましたので、それをどうしていかれるのか。ほかの要綱とか規則に沿ってここに変えていかれる、統一されていくお考えはあるのかどうかですね。

それからですね、まずは1問目でそれをお願いします。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、予算の部分につきましては、まず分かるものからちょっと御説明させていただきたいと思います。

すいません、総務厚生委員会の総務課追加資料ということで、附属機関の設置に関する条例等の一部改正についてということで、総務課からずっと26委員会一覧表を付けて、その中で要綱を付けてお配りさせていただいておりましたので、その順番でちょっとわかる部分だけということで御説明させていただきたいと思いますが。

すいません、先ほど言われた算定の部分のつきましては、ちょっとまだ調べておりませんので、今分かる分だけでと言いますと、まず一番上からですね。

佐々町入札監視委員会につきましては1万5,000円の3名。2番目につきましてはございませんでしたので、近々の部分でいきますと26年度には実施しております、その金額で申しますと——

議長（川副 善敬 君）
1番。

1番（須藤 敏規 君）
条例の7ページの分で結構なんですけど。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。御質問の趣旨は予算の範囲内で町長が定める額ということと、すいません、児童加給、予算の範囲内で町長が定める額という部分だけでよろしいということなんですかね。申し訳ございません。

議長（川副 善敬 君）
1番。

1番（須藤 敏規 君）
質問の内容が悪かったんですけども、7ページの能率給、現在で、ここが金額が幾らになっているのかを尋ねたんですね。7ページ、8ページ、9ページずっと。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

申し訳ございません。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

(14時00分 休憩)

(14時00分 再開)

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
担当課のほうから答弁ということでお願いします。
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

今の能率給の件でございますけども、能率給につきましては、まず活動払いというのがございまして、内容につきましては農地の賃貸借の契約、それから農地のパトロール等の活動費でございまして、1時間840円での算定となります。

それから、もう一つの成果払いにつきましては、内容が遊休農地をですね、解消いたしましたして、それを集団化できた場合のみ成果払いということでなっておりますけども、本町におきましては今のところ成果払いを支出したという経緯がございません。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

9ページの校医の（内科）、それからその下の歯科、それから10ページにまたがりまして校医の薬剤師というページの部分でございます。年額20万というのは、すべての小学校同じでございますが、これが平成ずっと従来続いておった——（須藤議員「文書の分だけでよかです。」）いいですか。児童加給の問題につきましては、これが31年度としての金額でございますが、限度額を25万円としまして小学校ごとにその児童数、生徒数に100円を掛けた数字を20万円にプラスいたしまして、各学校ごとで定めるわけですがけれども、31年度が佐々小学校23万9,000円、口石小学校25万円、佐々中学校24万3,000円ということにしております。

歯科医におきましては、この金額に児童加給を加えるということで、その児童数に100円掛けた数字でございますが、全ての小中学校22万4,000円を上限といたしまして、すべての学校を22万4,000円といたしておるところでございます。

それから、次の10ページの薬剤師の件でございますが、薬剤師の件につきましては、基本的には10万円ということで定めておるわけでございますが、これに児童加給ということで児童生徒数に30円を掛けた数字を定めまして、31年度佐々小、口石小、佐々中ともに11万円ということで定めさせていただいております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。要綱の中で守秘義務とか選定委員とか学識経験者、識見を有するもの、表現がばらばらであるけどということでございますが、今回整理をさせていただいたなかで要綱等までの整理はさせていただいておりますので、御指摘の部分を整理できるものはしっかり整理していきたいと思っております。

また、ただ、どうしても上位法がありまして、その中で、そのような表現がされてる部分につきましてはなかなか改正が難しいのかなと思っておりますので、そこも含めたなかで全体の部分を整理させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

先ほどお尋ねの佐々町心身障害児就学指導委員会会則の中のメンバーについてお尋ねでございましたけれど、申し訳ありません、この資料が2月6日の時点の資料でございまして、その後2月末の定例教育委員会で名称を、この委員会自体は変わっておりませんが佐々町教育支援委員会というふうに変更しております。

内容的には、特別支援学級、又は、特別支援学校に就学させるのが適切であるということについて、専門的な意見を教育委員会がいただく組織でございます。

委員としては、校医さん、民生委員さん、そして各小中学校の校長、特別支援学級の担任、養護教諭、それに加えて町の住民福祉課のほうからも専門的な方に来ていただいたりしてやっているとございます。行政関係からも来ていただいてやっているとございます。以上です。

議長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。要保護児童対策地域協議会の件で、人数が書かれてないということでしたけれども、これにつきましては要綱等にありますが多岐にわたるということで、また関係機関が入る協議会っていうふうなことになるものですから、人数が明記されてないっていうところでございます。

議長（川副 善敬 君）
1番。

1 番（須藤 敏規 君）

要綱までは取り掛かってないということですけども、要するに4月から始まるということですので4月までにはまた新しいのをつくって、予算は間に合わないと思うんですけど、できたらお示しを願いたいと思いますね。

もう一つ、学識経験者と識見を有するものの区分けの考え方ということで先ほどお尋ねしたんですけども、そのあれをお願いいたします。

それから、人件費の報酬がですね、多分当初2年度予算ですかね、3年度になるんですか、2年度ですか、非常に上がってるようなあれを新年度で見たものですからですね、ここの委員が20人以内とかですね、それぞれ必要かどうか分かりませんが、必要に応じて人数を「以内」ってしてあるとは思うんですけどもですね、そこら辺もやはり調査してみたいと思うものですからお尋ねをしていってるんですけども。

ということは、先ほど教育次長さんがおっしゃった説明の中は、年額で児童加給とかそういうのは出すってことですね。予算配分のなかで出していくっていう考えですね。

業務のこの委員、各種の委員会とか学校医さんだの、業務の内容を十分に理解はしてないから分かりませんがですね、能率給の問題じゃないとは思うんですけども、業務内容とかそれわからないものですから、今あまりちゃんと質問できませんけどもですね。年額だったんですかね、先ほどおっしゃったのは、それだけですね。非常に都合のいいようにつくってある要綱などを見かけられるものですからですね、そこら辺の整理もあわせてお願いをしときたいと

思います。

残りの回答をお願いします。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません。説明不足で申し訳ございません。先ほど説明したものは年額でございます。年2回に分けて支払いをさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。学識経験者と識見を有するものの違いということでございますけど、こちらちょっと資料ございませんので、あともって御説明させていただきたいと思います。

それと、要綱等の整理につきましては、4月1日から新たなこういう形で条例の改正を提案させていただいておりますので、しっかりと要綱の整理もさせていただきたいと、それまでにはさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

1番。

1番（須藤 敏規 君）

要するに改正の必要性を見るものですから、先ほど総務課長おっしゃったけど、重なりますけども、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うものを厳格化されたという上位法の規定がありますからですね、そこを選んで組織的体制をちゃんと各委員会では体制をとっていただきたいと要望します。

議長（川副 善敬 君）

1番議員、3問です。1番議員の質疑を終わります。

ほかに。

2番。

2番（浜野 亘 君）

今、1番議員さんからと似たようなところがあるんですけど、資料をいただいた30ページ、佐々町地域福祉計画策定委員会設置要綱。委員会で調査させていただいたんですけども、文字の間違い等が非常に多かった。

一般的に、委員会等では多くても15人以内が、協議ができる状態だと。多かったら発言者が発言できなくなるし、発言されない方が多くなるということなのでございますので、総務厚生委員会で提出された文字の訂正とかも全くされてない状況ですので、要望として、やはり15人以内にすべきだというふうに思います。よろしく。ほかの委員会についても同じような考えが、町長も御じだと思っておりますけども、そういうふうをお願いをしたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

御意見を参考に要綱等の改正を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか、2番。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議案第2号 附属機関の設置に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

（14時12分 休憩）

（14時21分 再開）

— 日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第3号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。また資料のほうでお願いいたします。職員の給与に関する条例等の一部改正についてということで、議案第3号の総務課資料となっております。

今回2点ございます。

1点目は、55歳に達した職員が昇給停止ということで、こちらにつきまして背景書いておりますけど、24年8月人事院勧告において、官民給与水準につき、50歳台後半層において公務員が上回っているケースが多いことから、55歳を超える職員の昇給停止が勧告されております。

これを受けまして、国では26年1月から昇給停止が行われておりまして、長崎県下他自治体におきましても、随時昇給停止が行われておりまして、本町ともう1町のみが55歳昇給停止を行ってないという状況でございました。そういうことで、今回昇給停止の条例の改正を行うものでございます。

2点目が、給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止についてということで、こちらは給与の構造改革がずっと進められておりまして、その際に給与が、極端に言えば、給与構造改革が行われまして、給与が下がる職員がその当時出てまいりましたので、その職員につきましての激変緩和の措置として、給与の現給を保障しますよ、ですから、今もらってるお給料は保障しますよというような制度がございましたが、その制度は26年3月31日をもって終了しております。

その後、うちの条例上はまだ残っておりまして、今回改正させていただくものでございます。実在につきましては、26年3月31日で現給保障の対象者が本町ではいなくなっておりますので、実在につきましてはこちらのほうはなかったというような形になっております。

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

1ページ開きまして、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加えるということで、1ページが通常の職員の給与の昇給昇格の基準を書かれてる部分でございます。

2ページ、こちらのほうが55歳停止の部分でございます。改正前が、アンダーラインの一番下になりますけど、55歳の方は2号給とするという形になっておりましたけど、これにつきましては、55歳の方は勤務成績において規則で定める基準に従い決定するものとするということで改正させていただいております。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年佐々町条例第10号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで。アンダーラインのところに「令和2年3月31日までの間」という、こちらの分につきましては、附則の改正という形で、条例の一部改正する条例の一部改正という形で整理させていただいております。本来なら26年3月31日という日付が入るべきところですが、今回の上程ということで令和2年3月31日までの間という形で整理させていただいております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

ないですか。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

担当委員会の委員長の許可を得まして、ちょっと今見まして、現給保障の時代が終わったということで、今回の減額で非常に、職員の皆さんにおかれては残念な議案となっているようですが、ところで提案理由にもありますとおり給与配分の適正化という観点から、以前から人事評価ということで、100人おったら100人の評価ということで、どのように行っておられるのか。職員の士気の高揚とかは、先日来からの一般質問の中で、やる気を失っているのではないかということで、退職者が多いという質問がございました。

その中で、評価を正しくして、全体枠の中で配分を変えていくという、そのような考えが今必要ではないかと私は思うんですけども。甲乙丙の時代に私たちは生まれてませんけども、5段階評価、（聞き取り不能）ですかね、それを経て5段階評価の時代からしかわかりませんが、5と1が7%ずつですかね、4と2が24%でしたかね、3が平均的に34%、そのような時代できとるもんですから、今学校の教育問題については総合評価でされるように変わってきておりますけども、例えば30人学級で100点がすべてとれば、みんなそれは5でいいですよとか、そのような時代が変わってきてますので、先生にとっては個人個人を見なくていいから、評価がやさしくなったとかもわかりませんが、そういうことで全体枠の中でその人事評価の成果は今後どのようにやっていかれようと思うのか。

皆さんそれぞれ相手の仕事内容は理解なさってると思いますので、その中であぁ、あれはあれして給料はそのまま上がっていくんだなと思えばですね、士気が低下していくというのも懸念されますので、そこら辺の人事評価について、いつから、来年度からやっていかれるのか、そこら辺のお考えを町長にお尋ねをしたい。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員の御質問でございますけど、これは今給与にはですね、反映はさせてないんですけど、試験的には今やってますので多分そういうことのやはり人事評価っていうのは、給料総額の中で、給与の配分の適正化ということで出てくるんじゃないかと思ってますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

すべての子どもがですね、順調に成長していくようにですね、欠けたところがあれば手を差し伸べて指導していくとか、黙っておっても頑張る子はそれで結構なんですけども、子どもの教育については私はそのように考えて、できない子には指導して、黙っている子にはそのまま手はかからないという考え持とるもんですから、そういうところで全体を見てですね、給与総枠を決めておられたら、それを下げずに、その中で配分して、業務に遂行をお願いしたいと、そのように思っています。要望です。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑ありませんか。
5番。

5 番（阿部 豊 君）
勤務に対する賃金、労働条件の変更です。労使合意での提案なのかの確認をしておきたいと思えます。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）
労使合意に基づく提案でございます。

議 長（川副 善敬 君）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
5番。

5 番（阿部 豊 君）
反対討論をいたします。高齢職員の一律昇給停止の提案です。労使合意とはいえ、組合、労働者側もですね、これまでの県内の状況や働き方という部分について、やむなく合意したものと私は認識しております。
反対理由としましては、定年までですね、意欲を持って働けることは、つなげるためには、額は少なくともですね、定期昇給はあるべきというふうな考えを持っております。行政組織の活力は職員の意欲であって、住民サービスへの危害でございます。ましてや文化の転換点であり、少子高齢化、婚姻年齢の高齢化も考えれば、まだまだ55歳というのは元気な年齢であってですね、定期昇給をなくすことは良しとは考えません。よって、この条例に対しまして反対をいたします。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに討論ありませんか。
1番。

1 番（須藤 敏規 君）
賛成討論をいたします。人事院勧告に基づく、職員にとっては非常に辛い条例改正案でございますけれども、現物給付の廃止に伴いますものですから、人事院勧告は尊重していくということでございますので、やむを得ぬ措置ではないかと思えます。
あえて先ほど申しましたように、人事評価制度を有効に活用してですね、全体として給与体系をよくするようお願いをしときたいと思えます。賛成討論といたします。

議 長（川副 善敬 君）
討論もないですね。
これから採決を行います。
この採決は起立によって行います。議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件

は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（川副 善敬 君）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第5 議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件 —

議長（川副 善敬 君）

日程第5、議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第4号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、資料のほうお願いいたします。固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてということで、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」ということで、法律名称が変わったということで、その法律を引用してる本町の固定資産評価委員会の条例の条文改正を行うものでございます。

すいません。議案のほういきます。

1 ページ開いていただきまして、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。固定資産評価審査委員会条例（昭和26年佐々町条例第23号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、第6条に先ほど言いました改正前が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」という部分が入ってございましたけど、この法律名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」ということで名称が変更になっておりますので、この部分を変更するものです。

なお、固定資産評価審査委員会自体は市町村とは独立した中立的な専門的な立場から、固定資産税課税台帳に登録された評価額に関する納税者からの不服の審査を行う委員会となっておりますので、元々税務課のほうで所管しておりましたけど、これにつきましては課税をする税務課で所管するのはいかがなものかということで、県等の指導もございましたので今回総務課ということで提案させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第5号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）
日程第6 議案第5号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第5号 朗読）

総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。資料のほうをお願いいたします。佐々町消防団設置条例の一部改正についてということで、議案第5号の総務課資料となっております。

目的につきましては、先ほど町長言いましたように消防団員の確保を図るため、まず補助団員制度の創設を行っております。また、本町に勤務する町外居住者の任命を入れております。

改正内容でございますが、こちらにつきましては本文のほうで御説明していきたいと思っております。なお、これに伴いまして要綱等のほうの制定を計画しております。佐々町消防団補助団員の任務等に関する要綱ということで、こちらの分を、どのような補助団員が業務を行うかとい

うことで整理させていただいております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

佐々町消防団設置条例の一部を改正する条例。佐々町消防団設置条例（昭和31年佐々町条例第24号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

定数のところ、第3条でございます。ここの部分に「その他の団員」となっておったのを「基本団員及び補助団員」ということで整理させていただいております。あと、その次のとおりの以下でございますが、団長を消防団長、その他の団員を基本団員、補助団員と。

定数自体の人数につきましては202名になっておりますけど、こちらの部分は変えておりません。

2ページになります。第4条任命というところでございます。こちらにつきまして、改正前、こちらにつきましては副団長、分団長、副分団長、部長、班長は、町長の承認を得て団長が任命する。新入団員は、18歳以上50歳未満の者の中から町長の承認を得て団長が任命するという部分につきましてそこを整理させていただいて、副団長以下の団員は、町長の承認を得て団長が任命するという形で整理させていただいております。

そして3番目に、団員は、本町に居住する又は勤務する者で、年齢18歳以上とするということで年齢要件、それと「本町に勤務する者」という部分をつけ加えさせて実質いただいております。

6条につきましては整理させていただいて、文言の整理をさせていただいております。

18条報酬のところでございますが、その他の団員の年額が4万3,000円でしたけど、今回補助団員を加えますので2万1,500円、基本団員の半額の報酬を制定させていただいております。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

この消防団条例に関しましては、総務委員会のほうで調査をしてありますけれども、委員外議員ですので、一、二点聞かせてください。

今、役場の職員におかれましては、各分団に所属しておられるということで何人かおられますけれども、非常にいいことではないかなということを思っております。

そこで、新しい、きのうおとといの町長の答弁の中で、役場職員の今回も4名ぐらいは予定しておるといって言われましたけれども、この役場の新しい方たちの新職員っていうとですか、この人たちのそういう消防団に入れと、入れじゃなか、何て言うか、入ってくれと、その件に関してはどういうふうにお考えなのかお聞きをしたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

今回の条例改正の中で、まず1点ってことで、本町に勤務する町外居住者の任命ということをやっております。改正の理由としまして。そういう中で、本町に勤務するけど町外から通っている職員もおるといってございまして、その部分については加入できるようになったのかなということを考えております。

ただ一方で、消防団員というのはやっぱり災害時とか緊急時の対応という部分があります。そうしたなかで、職員自体が消防団にとられて災害時の対応ができないという部分も考えられますので、そこはしっかり整理したなかで、加入のお願い等も整理させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

その件はわかりました。それから、補助団員ということで2万1,500円、この消防団というのは連携というようなことが一番大切じゃないかなということをお私思っております。消防団の春、それから秋、それから出初式とか、そういういろんなそれに向けての訓練があつておるんですけども、この補助団員というのはどこまで、ここの中身見ておると、各分団の初動体制並びに後方支援の整備を図るということになっておりますけれども、どういうふうにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、先ほどちょっと資料お配りしておりませんが、要綱等の設定ということで、出動ということで初期消火活動、消火活動の補助活動、災害発生時の避難誘導及び情報活動、その他消防団長が必要と認めるものということで整理させていただいております。

具体的に言いますと、訓練等につきましては消防活動上必要とする訓練、機械整備等には参加していただいて、消防技術の取得、研鑽に努めてもらいたいと思っております。

ただし、消防出初式等の行事、その他普通の団員が行う、平常時に行う分団活動、例えていえば夜警等ですね、その部分につきましては、原則として免除するというような形で整理させていただいております。

この役割につきましては、消防団の分団長会とも協議しながらですね、決めさせていただいておりますので、消防団のほうの御理解はいただいております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

今説明を受けましたけども、まず資格についてですけど、私も消防団に入ってた関係ですね、大変だなあということを感じるものですから、ちょっと質問させていただきます。

資格が、消防団員又は消防職員の経験者を有する者ということで書いてありますが、それはもう分団長を辞めた方とか途中で辞めた方、そしたら、消防職員というのはもうプロです

よね。そういった方をまとめていく分団長は大変だなあというふうな気持ちになるわけですが、やっぱり火事あたりを想定しますとですね、やはりチームワークで、段階的にずっと消防活動しているわけですね。例えば火先班長、給水班長、それから機械班長、そういった各部署部署の部署で話し合いながら、訓練のときでもそういった話をしながら、成果を上げてチームワークを持って消火をしているわけですので、訓練とか何とかは今参加されると言いましたけども、本当にこういった分団の運営のあり方をですね、総務課においては、やっぱりちゃんとした分団長と話ながらですね、要綱をつくったなかで頑張っただけであればと思いますし、やはり分団長が主として動く消防団でありますので、そこんところを助言いろいろその他今から新しいことがいっぱい起こってきますので、そういった分団長会のあり方も改めながらやっていっていただきたいと、そういうふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第5号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

資料配付のために休憩をいたします。

（14時49分 休憩）

（14時51分 再開）

— 日程第7 議案第6号 佐々町犯罪被害者等支援条例制定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第6号 佐々町犯罪被害者等支援条例制定の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第6号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、それでは説明させていただきます。まず資料のほうお願いいたします。議案第6号の総務課資料となっております。佐々町犯罪被害者等支援条例制定についてということで、制定の背景としまして、犯罪被害者の多くが偏見や差別、理解のない言動を受けたり、二次被害を伴ったりしています。しかしながら、自治体の被害者支援の現状は十分でなく、すべての自治体に犯罪被害者等支援に関する条例の制定が求められていますということで、県内は現在佐世保市、壱岐市、島原市、西海市で条例が制定されておりまして、4市8町がまだ設定されておりません。

聞くとことによりますと、8町につきましては今回の、うちも含めて3月議会に提案予定ということで聞いております。県では、昨年7月に長崎県犯罪被害者等支援条例が施行されておりまして、未施行の市町において条例制定、規則の制定が進められておりまして、本条例提案させていただいてます部分の条例案につきましても、県のほうのアドバイスを受けながら案を作成しております。

本町におきましても、犯罪被害者等が1日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、町、町民等が連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的かつ計画的に推進することを目的に、犯罪被害者等支援条例を制定するものとなります。

総務課は、犯罪被害者等の支援の窓口となり、既存の公共サービスを確実に受けられるよう支援するためにワンストップ体制でサポートを行いたいということで考えております。

条例と規則の概要ということで、すいません、きょうおくれまして、支給規則の案のほうを資料ということで追加でお配りさせていただいております。

1が佐々町犯罪被害者等の支援条例ということで、目的としましては定義及び基本理念を定めておりまして、町及び町民等の責務を明らかにしております。犯罪被害者等に支援を行うための窓口を設置し、既存の公共サービスを提供します。また、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給するという形で条例のほうを整理させていただいております。

規則につきましては、その見舞金の支給に関する必要な事項を定めさせていただいております。

すいません、4番になりますけど、見舞金の種類と金額につきましては、これ規則のほうで定めておりますけど、遺族見舞金として30万円、犯罪行為によって死亡された場合ですね。その遺族に対して遺族見舞金として30万円、重症見舞金として、犯罪行為で被害を受けられた場合、治療期間1か月以上を負った場合は、その方に対して重症見舞金として10万円を支給するという整理させていただいております。

裏面につきましては、現在被害者が利用できる制度・サービスということで、通常の福祉サービス等が主になっております。

それでは、すいません、議案のほうお願いいたします。朗読させていただきます。

佐々町犯罪被害者等支援条例。目的。第1条。この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町、町民等の責務等を明らかにし、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を町民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義。第2条。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1、犯罪等。犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。2、犯罪被害者等。犯罪等により被害を受けた者、及びその家族または遺族をいう。3、関係機関等。国、県、警察、他の地方公共団体その他行政機関、及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。4、町民。町内に住所を有する者をいう。5、町民等。町民及び町内に通勤し、通学し、又は滞在してる者、町内において事業活動を行う個人、及び法人その他団体をいう。6、二次被害。犯罪等における直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われるひぼう中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

基本理念。第3条。犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。2、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行わなければならない。3、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行わなければならない。

町の責務。第4条。町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。2、町は、前項の施策を実現するにあたっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

町民等の責務。第5条。町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

相談及び情報の提供等。第6条。町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。2項。町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

見舞金の支給。第7条。町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。2項。見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

日常生活の支援。第8条。町は、犯罪被害者等が早期に平穩な日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

心身に受けた影響からの回復。第9条。町は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

居住の安定。第10条。町は犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する町営住宅の提供その他の必要な支援を行うものとする。

雇用の安定等。第11条。町は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

広報及び啓発。第12条。町は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉、生

活の平穩への重要性、犯罪被害者等の支援等について町民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

次のページ、委任。第13条。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行するとなっております。

すいません、追加してちょっと御説明しますと、この条例はほぼ理念的な条例となっておりますが、具体的な部分につきましては見舞金の支給という形となっております。見舞金の支給につきましては、規則のほうでうたっておりますので、本日お配りしました資料になりますが、全部を説明しますと時間がないので、具体的にどのような形で進むかと、見舞金の支給の方法ですね、その辺をちょっと御説明させていただきたいと思います。

事件の発生が起こりまして、それは警察が認知するというような形になります。その中で、各種支援のほうを警察のほうに被害者等に申し出られます。障害が発生した場合は障害見舞金、死亡された場合は遺族の方に遺族見舞金という形になります。

この部分につきましては、警察から被害者、また、遺族に連絡し、その後被害等の同意を得て市町に連絡が入るといった仕組みとなっております。それをもって被害者や遺族の方が見舞金の支給の申請をされて、それをまた市町のほうから警察のほうに紹介をし、さらにそこで支給をするという形となっております。

あくまでもこの見舞金というのは、現在犯罪被害者に対しましては、国のほうの給付金制度でございますが、給付金制度につきましてはなかなか給付まで時間がかかるということで、一時的に経済的に困窮する方に対しまして見舞金制度を設けて、その経済的困窮を助けようという趣旨のものでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第6号 佐々町犯罪被害者等支援条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れ様でした。

（15時04分 散会）